

令和8年第2回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和8年6月3日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	大西 孝志	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
4 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	紙永 芳夫	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	竹内 君彦	14 番議員	森 志郎
7 番議員	永浜 浩幸	15 番議員	前田 晃良
8 番議員	森 伸二	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長	島川 紀子	主任	小倉 麻里
--------	-------	----	-------

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	加藤 弘道
監査委員	塚原 喬
教育長	堤 広幸
教育次長	大地 亜由美
会計管理者	小川 哲央
総務課長	坂東 麻弥
福祉課長	細川 伸明
企画政策課長	下岡 真由美
税務課長	榎本 公晃
健康推進課長	上崎 雅史
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	重見 高博
住民課長	堺 政仁

生活環境課長

鈴木 恵子

建設課長

長楽 浩司

産業商工課長

大隅 久視子

上下水道課長

畦地 英志

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第44号 令和7年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて

第4 議第45号 藍住町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて

第5 議第46号 藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて

第6 議第47号 令和8年度藍住町一般会計補正予算について

第7 議第48号 藍住町住民の印鑑に関する条例の一部改正について

第8 議第49号 藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第9 議第50号 藍住町保育所条例の一部改正について

第10 議第51号 奥村家住宅主屋（カマヤ・茶室）耐震補強等工事の変更請負契約の締結について

第11 報告第2号 令和7年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第12 報告第3号 令和7年度藍住町特別会計（介護保険事業）繰越明許費繰越計算書の報告について

第13 報告第4号 令和7年度藍住町一般会計継続費繰越計算書の報告について

第14 報告第5号 令和7年度藍住町水道事業会計予算繰越の報告について

第15 報告第6号 令和7年度藍住町下水道事業会計予算繰越の報告について

第 16 報告第 7 号 藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

令和 8 年藍住町議会第 2 回定例会会議録

6 月 3 日

午前 10 時開会

○議長（米本義博君） おはようございます。本日は、令和 8 年第 2 回藍住町議会定例会に御出席をくださいます、ありがとうございます。

さて、夏のエコスタイル期間については、本会議においても藍の文化を発信していくという趣旨とあわせて藍染シャツを着用することになっておりますので御了承ください。

ただいまから、令和 8 年第 2 回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（米本義博君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本日までに 1 件の請願の提出がありますので、お手元に請願文書表をお配りしております。後ほど御覧いただきたいと思います。

○議長（米本義博君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、藍住町議会会議規則第 120 条の規定によって、4 番議員、元木春香君及び 5 番議員、紙永芳夫君を指名します。

○議長（米本義博君） 日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 18 日までの 16 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 6 月 18 日までの 16 日間に決定しました。

○議長（米本義博君） 日程第 3、議第 44 号「令和 7 年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、日程第 10、議第 51 号「奥村家住宅主屋（カマヤ・茶室）耐震補強等工事の変更請負契約の締結につい

て」までの８議案及び日程第１１、報告第２号「令和７年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から、日程第１６、報告第７号「藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。本日、令和８年第２回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず、４月２１日から５月１１日までの約３週間、体調不良のため入院及び自宅療養を行っておりました。その間、町政を停滞させないため、職務代理者を設置しておりましたが、議員各位には大変、御心配をおかけいたしました。今後は、健康に留意しつつ町政に全力で取り組んでまいります。

さて、議長から提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち行政報告を申し上げ一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

はじめに、物価高騰対策についてであります。本町では、既に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、２万円分の商品券を１万円で購入できる、物価高騰対策プレミアム商品券事業を３月１日から８月末までの間、実施をしているところでありますが、さらなる追加の対策を講じてまいります。具体的には、高齢者及び子育て世帯への支援と町内事業者への経済的影響の緩和を行うため、本交付金を活用し６５歳以上の高齢者及び子育て世帯の１８歳までの児童に対し、１人当たり５，０００円のあいずみ商品券をお届けいたします。本事業は、町内の登録店舗で利用していただくものであり、本年秋以降の開始を目指して準備を進めてまいります。また、長引く物価高騰は、学校給食の食材費にも大きな影響を及ぼしております。そこで、保護者の皆様の負担を増やすことなく、これまでどおり質の高い給食を提供するため、小学校の給食の無償化に係る不足経費を補填するとともに、幼稚園及び中学校の給食につきましても価格高騰分を本交付金で対応いたします。加えて、教育環境を安定的に維持するため、本交付金を活用して、小学校のＬＥＤ照明化を進めるとともに、調達価格が上昇している町指定のごみ袋について、町民の皆様の負担を増やすことなく提供できるよう価格高騰分に対し本交付金を充てることとしております。こうした二重三重の対策を講じることにより、町民の皆様の生活をしっかりと支えてまいります。

次に、（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業についてであります。昨年より進めてまいりました新たな施設の設計につきましては、このたび、基本設計が完了し、実施設計に着手しております。また、先行して着工しております、みどり橋の解体工事につきましては、正法寺川の河川区域に係る部分の解体工事が完了しております。引き続き、残る基礎等の解体撤去を進めてまいります。今後のスケジュールとしましては、本年10月には設計業務を完了させ新施設の着工工事に着手し、令和10年春の施設供用開始に向けて着実に事業を進めてまいります。

次に、町民の皆様の健康増進に向けた取組についてであります。本町では、生活習慣病の予防と早期発見を目的として、国民健康保険に加入されている40歳以上の方を対象に、毎年、特定健診の受診を勧奨してまいりました。しかしながら、受診率は依然として伸び悩んでいる状況にあることから、今年度からは、これまで受診者に1,000円を御負担いただいていた特定健診の自己負担額について、町が全額を負担し無料で受診できるようにいたしました。これにより、継続的な受診を促進し生活習慣病の予防や早期発見につなげていきたいと考えております。

次に、藍住中学校体育館の空調設備についてであります。子供たちの熱中症リスクの軽減及び災害時の避難所としての環境整備のため、令和7年度には藍住東中学校体育館の工事が完了したところでありますが、令和8年度は藍住中学校体育館の空調設備整備を行ってまいります。

次に、藍の魅力発信についてであります。まず、7月のとくしま藍推進月間に先立ち、6月20日にはゆめタウン徳島においてワークショップなどのPRイベントを開催し機運を高めてまいります。さらに、7月1日から31日までの1か月間、同会場にて町内小学校の児童や地域おこし協力隊が制作した個性豊かな藍染作品の展示を行う予定です。町民の皆様が郷土の伝統に誇りを持ち、町内外へ広く藍の魅力が発信できるよう取組を進めてまいります。

これより、本日提案いたしております案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

なお、各議案の詳細につきましては、この後、担当課長から補足説明を申し上げますので、私からは概要の趣旨を中心に御説明を申し上げます。

まず、補正予算関係につきましては、2議案であります。1議案は、令和7年度藍住町一般会計補正予算に係る専決処分を報告し承認をお願いするものであり、年度末段階での収支見込み等を踏まえ所要の補正を行ったものであります。もう1議

案は、令和８年度藍住町一般会計補正予算についてであり、行政運営上必要となる経費等について所要の補正をお願いするものであります。

次に、条例関係につきましては、法令改正等に伴い関係条例の一部改正をお願いするものであり５議案であります。

次に、契約関係につきましては、事業執行に必要な契約について議決をお願いするものであり１議案であります。その他、報告案件が６件となっております。後ほど御覧いただきまして御理解を賜りたいと存じます。以上、提案理由の説明といたします。何とぞ十分御審議の上、原案どおりお認めを頂きますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により小休します。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前１０時１２分小休

〔小休中に坂東総務課長、榎本税務課長、堺住民課長、重見社会教育課長、細川福祉課長、補足説明をする〕

午前１０時４０分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議案調査のため６月４日から６月１４日までの１１日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、６月４日から６月１４日までの１１日間、休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は６月１５日、午前１０時、本議場において再開しますので、御出席をお願いします。

本日は、これで散会します。

午前１０時４１分散会

令和8年第2回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和8年6月15日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	大西 孝志	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
4 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	紙永 芳夫	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	竹内 君彦	15 番議員	前田 晃良
7 番議員	永浜 浩幸	16 番議員	米本 義博
8 番議員	森 伸二		

2 欠席議員

14 番議員 森 志郎

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主任 小倉 麻里

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	加藤 弘道
教育長	堤 広幸
教育次長	大地 亜由美
会計管理者	小川 哲央
総務課長	坂東 麻弥
福祉課長	細川 伸明
企画政策課長	下岡 真由美
税務課長	榎本 公晃
健康推進課長	上崎 雅史
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	重見 高博
住民課長	堺 政仁
生活環境課長	鈴木 恵子

建設課長

長楽 浩司

産業商工課長

大隅 久視子

上下水道課長

畦地 英志

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

3 番議員 新居 純一

10 番議員 小川 幸英

4 番議員 元木 春香

11 番議員 林 茂

2 番議員 栗島 和義

令和 8 年藍住町議会第 2 回定例会会議録

6 月 1 5 日

午前 1 0 時開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第 1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは 5 名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可します。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は 1 時間となっております。質問者は、通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（米本義博君） それでは、まずはじめに 3 番議員、新居純一君の一般質問を許可します。

新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

● 3 番議員（新居純一君） おはようございます。新居純一でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

まずは、藍住町歴史館藍の館の入館料などの町民割引制度導入の可否についてお尋ねいたします。藍は本町が世界に誇れる資源で本町の唯一の観光資源ではないでしょうか。そして、その中核となっているのが藍住町歴史館藍の館だと私は思っております。入館者数も令和 6 年度には約 2 万人、3 年後の令和 1 1 年度には 4 万人の入館者を見込んでいると聞いております。そこで、町民の皆さんの力を借りて、藍の館への来訪者を呼び込み、本町のすばらしい藍文化に観光客に接していただきませんか。そのインセンティブが入館料などの町民割引制度の導入です。割引の内容は、住民と同行者の入館料の 2 割引きと藍染体験料の 1 割引きです。ただし、1 グループ 1 0 名以内を割引の対象とします。いかがでしょうか。今すぐにでも導入しませんか。導入の可否をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君登壇〕

◎社会教育課長（重見高博君） お答えいたします。本町が世界に誇る貴重な文化遺産である阿波藍、そして、その核となる藍の館の活性化に向けた御提案を頂きました。令和11年度に入館者数4万人という高い目標を達成するためには、町民の皆様が大切なゲストを藍の館へいざなう環境づくりを進めることは大変重要な視点であると思います。この点について、これまでも本町では、7月の“藍”deグルメの際に、イベントのチラシとともに藍の館入館料無料や藍染体験料半額のチケットを配布する取組を行ってまいりました。その結果、チケットの利用者数は、令和5年度の61人から令和7年度には139人へと2倍以上に増加しており、来館のきっかけづくりとして割引制度が一定の効果を持つことは確認できております。一方で、この令和7年度における利用実績139人に対し、町が指定管理者へ補填した減収額は18万4,050円で、利用者1人当たり約1,320円の公費負担となっております。このことから、割引制度については、利用者サービスの向上や館内消費の促進には一定の効果があるものの、入館者数を大幅に増加させるための施策としては、費用対効果の面で慎重な検討が必要であると考えております。また、藍の館の一般入館料は平成元年の開館以来37年間300円に据え置いており、全国の類似施設と比較しても非常に利用しやすい水準にあります。しかしながら、この37年間の間に、貨幣価値や社会情勢は大きく変動しており、近年の物価高騰や光熱費をはじめとする施設維持管理コストの上昇などを鑑みますと受益者負担の適正化や持続可能な施設経営の観点から、今後は入館料の改定についても慎重に検討していく必要があると考えております。本来、入館料収入は、魅力的な企画や質の高い体験サービスを継続的に実施し、施設の魅力向上を図るための重要な運営財源となります。そのため、さらなる一律の値引きや恒常的な公費補填については、持続可能な施設経営の観点からも慎重に考える必要があります。さらに、一般的に博物館や文化施設の運営においては、料金の割引は来館のハードルを下げる効果はあるものの、来館者数の増加に大きな影響を与えるのは、魅力的な展示や企画展、体験プログラムなど、その施設に行きたいと思っていただける理由づくりが重要であると考えられます。つまり、割引は来館の後押しにはなりますが、来館したくなる動機そのものを生み出すためには、施設の魅力向上が不可欠であるということです。したがって、議員からいただきました町民の皆様の力を借りるという大変重要な視点を活かしながらも、単なる一律の価格割引にとどまるのではなく、指定管理

者とも十分に相談、連携しながら、町民の皆様が誇りを持って御家族や御友人をいざないたくなるような企画展や体験事業の充実、ここでしか味わえない特別な体験価値の創出など、より実効性の高い施策を研究し具現化してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問いたします。私が提案させていただいたのは、町民の皆さんと同行者に限定してということでお尋ねさしてもらいました。先ほど社会教育課長のほうから一律の割引ということがありましたけども、町民割引に限定してです。それで、年間約4,000万円を指定管理者に町税から出しております。その点を踏まえましても、私は町民の皆様が藍の館に行かれるのは、何ら値引きしても、私は問題はなかろうかと思えますけどいかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君起立〕

◎社会教育課長（重見高博君） お答えいたします。町民の皆様限定というお話でございますけれども、施設の運営に当たりましては、まず1つに受益者負担という観点が1番でございます。その値引き等に関しましては、町民の税金というのがたくさん投入されてくるということになっておりますので、来られる方のみにそういった利益があるというような、そういった観点ではなく、来ていただいた方に等しく負担をしていただくという、そういった観点をもちたいというふうに考えております。ただ、議員さんからいただきました住民の皆様の力を借りるという大変重要な視点、それを生かしながら、価格の値引き、そういったものとどまるのではなく、指定管理者とも今後十分に相談、連携しながら町民の皆様が誇りを持って友達なんかを連れて来ていただけるような、そういった施設として運営できるように取り組んでまいりたいと思います。以上、お答えさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再々問いたします。今のお話では、現在の割引制度は藍の館でございますよね。20名以上の団体客は50円引き。障害者手帳をお持ちの方は100円引きと。今のお話ではちょっとつじつまが合わないように私は思いますけどいかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君起立〕

◎社会教育課長（重見高博君） 先ほども申し上げましたけれども、藍の館につきましては、入館料につきまして平成元年の開館以来37年間300円に据え置いておりまして、実質この間、消費税等も上がっております。こういったことで、実質の入館料につきましては、値引きをされておるといような、そういった状況になっております。しかしながら、この37年間の間に貨幣価値や社会情勢が大きく変動しており、近年の物価高騰や光熱費をはじめとする施設維持の管理コスト、そういったものの上昇を鑑みますと、受益者負担の適正化っていうのは非常に重要なものではないのかというふうに思っております。先ほども申し上げましたけれども、今後は入館料の改定についても、慎重に検討していく必要があると考えておるところでございます。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい、ありがとうございました。もし、よろしければ慎重に検討していただける中で町民割引制度も考えていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

次は、障害児童施設不正受給について質問をさせていただきます。豊結会が障害児通所給付費を不正受給したと徳島新聞記事にありました。本町からの通所人数と被害額をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 障害児通所給付費の不正受給に関する御質問を頂きましたので御答弁させていただきます。

なお、御質問のうち、被害額に関する回答につきましては不正請求分と申し上げますので御了承ください。まず、通所人数につきまして、対象者は1人でございます。次に、不正請求分につきましては、181万2,490円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） ありがとうございます。介護保険では、時効は2年

と伺いました。今回の件では、時効は何年なのかお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 答弁いたします。不正請求における時効は、5年となります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問いたします。介護保険では時効は2年、今回の件は5年と答弁を頂きました。先ほど181万、被害額があるということでしたけども、これはもう時効にはかかっていないということでございますか。時効の分は分からないということでしょうか。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君起立〕

◎福祉課長（細川伸明君） お答えいたします。先ほど申し上げた金額は、全て時効の範囲内の請求でございまして確認できる全てでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい、ありがとうございました。時効に当たらないということでしたけど、介護保険は2年、今回は5年ということですので、今回も介護保険と同じ2年でしたら、被害額がもっと少なかったというニュアンスでよろしいのでしょうか。それはさておき、次に、徳島新聞記事によりますと、障害児通所給付費は全体の50パーセントを国が、県と市町村が25パーセントずつ負担し、市町村が障害児施設に支給するとありました。また、不正請求をされたお金は、市町村に国と県へ返還義務があり、豊結会から回収できなかった場合、市町村が国と県へ不正給付されたお金を返還する必要があるとしております。そこで、徳島市は、豊結会の不正請求分を回収できなかったら、国から受けた給付金を国に返還免除を求めるとありました。私は国だけでなく、県への返還金もあわせて免除を求めるべきだと考えますが、本町の認識をお尋ねいたします。また、免除が認められなかった場合、国、県への返還金の財源は、どう手当するのか併せてお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 国及び県への返還金免除に関する本町の方針、返還金の財源について御質問を頂きましたので答弁させていただきます。障害児通所サービス等を提供した事業所に対する給付費の財源内訳は、先ほどお話にもありましたとおり、国庫負担金2分の1、県負担金4分の1、市町村負担金4分の1となります。現行制度におきましては、今回の事案のように、指定事業者が法令に違反し不正請求を行った場合、市町村において事業者へ返還請求を行うこととなりますが、事業者からの返還がなされなくても、国等の負担分までも市町村が返還しなくてはならないとされております。本町といたしましては、適正な事務を行っているにもかかわらず、国や県の返還分まで肩代わりするというには大きな違和感を抱いており、制度の見直しが必要ではないかと考えております。こうした案件は、全国的にも頻発しており、国と地方の費用負担の在り方に関する問題として地方分権改革に関する提案をはじめ、全国知事会、全国市長会及び全国町村会からも国に対して制度の見直しを求めているところであります。また、今回の豊結会の件では、県内9市町が関係していることから、6月5日に開催されました徳島県町村会定例総会でも議題に上がったところでございます。国においては、実態調査を行った上で、令和8年度中に結論を得るとしており、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、今後、国がどのような方針を示すのかは予断を許しませんが、仮に、国への返還が免除されれば、県への返還も国に倣って免除されるのではないかと考えております。次の御質問の、仮に、国、県に返還することになった場合の財源につきましては、一般財源で予算を計上することとなるかと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問いたします。先ほど国の状況を見ておるということでございますけども、もし、国がだめだということがあった時、この返還請求分の免除を求めるということはあるのでしょうか。以上です。お願いします。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君起立〕

◎福祉課長（細川伸明君） はい、お答えをいたします。まず、本件に関しまして

は、制度的な構造の問題でもございますので、まずは、県の動向を注視してまいりたいと考えております。また、国への制度の見直しがなされれば、県への返還についても見直しのほうの検討に入るのではないかというふうには期待をしておるところでございます。

なお、加えて申し上げるといたしますと、県への要望等につきましては、今後、国から示される結果によっては、求める内容も変わってくる場合もございます。このため、現時点におきましては、引き続き国の動向を注視しつつ関係市町と情報共有を図りながら進めてまいりたいと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい、ありがとうございました。では、推移を見守るということで、また、よろしくお願いいたします。

次に、豊結会では、介護保険においても不正請求をしていたと徳島新聞記事にありました。本町の被害状況の有無をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。新聞報道にありました通所介護事業所デイサービスセンターF o r Y o uにつきまして、本町の介護保険被保険者の利用状況を確認しましたところ、当該事業所の利用実績はございませんでした。このため、当該事業所から本町に対する介護保険給付に係る不正請求につきましても確認されておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） ありがとうございました。今回はなかったということで、被害がなかったというのは本当によかったことだと思います。本町でもこれまで介護保険の不正請求、不正受給が多々ありました。災害は忘れた頃にやってくるではありませんが、不正請求も忘れられた頃に悪徳業者は行う恐れがあります。そのような業者には十分目を光らせて、住民の大事な税金を守っていただけますようお願いして次の質問に移りたいと思います。

最後の質問は、パワハラ事件のその後についてです。まずは、今回被害を受けた方の現在の勤務状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君登壇〕

◎社会教育課長（重見高博君） 個別の職員の勤務状況につきましては、個人情報に関わる事項であるため答弁は差し控えさせていただきますが、組織としては安心して勤務できる環境の確保に努めております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） ありがとうございます。これからも職員の皆様が、安心して仕事ができるような職場環境づくりを進めていていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、被害者の方の現在の体調は、被害を受ける前の状態に戻られたのかお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君登壇〕

◎社会教育課長（重見高博君） 個別職員の体調につきましては、個人情報に関わる事項であるため、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい、ありがとうございます。元気に過ごされていることをお祈りさせていただきます。

次に、前定例会でハラスメント実態調査を早急を実施すべきだと尋ねたところ、教育次長より「まずは、ハラスメント防止のための取組が重要」だと考えている、また、「相談窓口の周知、相談体制の充実、相談しやすい環境づくりを進めてまいります」とありました。前定例会以降、相談窓口の周知、相談体制の充実、相談しやすい環境づくりをどのようにスピード感を持って進められたのか具体的に示してください。お願いいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 新居議員の御質問にお答えいたします。ハラスメン

トの相談窓口については、藍住町職員におけるハラスメント防止対策実施要綱第8条の規定により設置されております。本町では、これまでも相談窓口及び相談員については、年度当初の課長会議やハラスメント研修時に周知を図ってまいりました。さらに、今年度は、職員用掲示板に相談員の周知と併せてハラスメント相談窓口とメンタルヘルス相談窓口の利用方法について周知を行っております。次に、相談体制の充実、相談しやすい環境づくりについては、総務課、教育委員会に加え、職員労働組合にも相談員を置き、相談を受けた場合には総務課へ報告し必要に応じてハラスメント防止対策委員会に対応を依頼することとなっております。また、ハラスメントの被害者に限らず、目撃した職員やハラスメントに関する相談を受けた所属長などからの相談も受け付け、さらに、専門的見地から相談業務を行っている外部相談機関への相談も可能としております。この場合には、町への詳細な報告は本人の同意があった場合のみとしており、秘密は守られる仕組みとなっております。このことにより、相談しやすい環境を整えております。

なお、管理職に対しては、ハラスメント行為は職員1人1人の尊厳を損なう決して許されない行為であり、職員を指揮監督する立場である管理職は各職場において風通しのよい職場づくりに努めるよう指導を行っております。今後もハラスメントのない職場づくりに努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） ありがとうございます。今後は、ハラスメントのない職場、風通しのいい職場をつくっていただきますように、よろしくお願いいたします。また、このたびの事件を受け、教育長からは今年1月にハラスメント研修を行ったと伺いました。前定例会以降のハラスメント研修の実施状況をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 坂東総務課長。

〔総務課長 坂東麻弥君登壇〕

◎総務課長（坂東麻弥君） ハラスメント研修の実施に関する御質問にお答えいたします。ハラスメント研修につきましては、全職員を対象として毎年度実施しており本年度につきましても、実施を予定しております。現在、研修後のアンケート結果や職員からの意見等を参考にしながら講師及び研修内容の選定を進めているところであり、実施時期は未定であります。年内の実施を目指して準備を進めている

ところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問いたします。ハラスメント研修は、まだ、行っておられないのでしょうか。私はちょっと疑問なんですけど、このたびの事件が多く町の町民の皆さんに御心配、御迷惑をおかけしております。ハラスメント研修、今はやっていないということです。今回の事件の重大性が分かっておられるのでしょうか。見解を伺います。私は早期に、年度変われば実施するべきだと考えますが、その点も併せていかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 坂東総務課長。

〔総務課長 坂東麻弥君起立〕

◎総務課長（坂東麻弥君） 新居議員の再問にお答えいたします。全職員を対象とした研修であることから講師の調整や研修内容の検討、日程調整等に一定の準備期間を要するところがございます。現在、年内の実施に向け準備を進めているところでございます。また、繰り返しになりますが、例年研修後のアンケート結果や職員からの意見等も踏まえ、より効果的な研修となるよう内容を検討しているところでございます。今年度につきましても同様の考えで準備を進めさせていただいているところがございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） ありがとうございます。具体的にハラスメント研修を行っていただけますようによろしくお願いします。町では2025年の人権啓発リーフレットにありました。今後はハラスメントをなくし、「人を尊重するまちづくり」を進めていきたいと明記されております。町役場におかれましても、その旨、このリーフレットを尊重して進めていただけますようお願いして私の一般質問は終わらさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（米本義博君） ここで、小休します。

午前10時32分小休

午前10時39分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、10番議員、小川幸英君の一般質問を許可します。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので、一般質問をいたします。理事者は明確な答弁をお願いします。

最初に、空き地について伺います。夏にかけて草が伸び、害虫が大量に発生し、住民の方からの苦情が多いと思う。このような管理できていない空き地は何件あるか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。空き地のうち、近隣から苦情や相談が寄せられた件数は、本年1月から現在までに13件ございます。また、令和7年度は、年間44件ございました。これら管理が十分に行われていない空き地につきましては、まず、職員が現地を確認し、雑草や樹木の繁茂状況などを写真により記録するとともに、所有者または管理者を調査確認し、写真を添えた通知により適正な管理を依頼しております。通知後は都度、状況を確認し、必要に応じて継続して働きかけるなど、空き地の適正管理に向けた対応に努めております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。ただいまの答弁によると、1月1日から今月の8日までに苦情があつて、管理を依頼した件数、13件とのことでした。まず、昨年度は44件あったというような報告がありましたが、この通知によって改良したようなところは何件ありましたか。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。令和7年度におきましては、適正管理の通知を行った44件のうち、21件が除草や樹木の剪定の完了を把握いたしております。残る23件につきましては、毎年、管理費用の負担に理解を得られないケースや通知が届かないなど、所有者への連絡自体が困難な事例が主な理由でございます。引き続き、通知が届かない事案の調査を進めるとともに、所有者に対しては、周辺住民への影響を伝え、粘り強く適正管理を働きかけてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 空き地の付近住民の方にとっては、本当に害虫とかで非常に迷惑してるようなことがありますので、やっぱり粘り強く取り組んでいただきたいと思います。

次に、空き家、空き地の見回りを行っているか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。空き家、空き地につきましては、相当数あることから、全件を巡回しておりませんが、住民の皆様から相談や苦情が寄せられた場合には、速やかに現地確認を行っております。先ほど答弁いたしました空き地の適正管理の通知などについては、空き家も同様に対応しておりますが、改善が見られない場合には、改めて通知を行うなど継続した対応を行っております。引き続き、安全な生活環境の保全に向けた効果的な適正管理の検討と対応に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 藍住町空き家の手引きを株式会社サイネックスが発行。生活環境課にも置かれているが、これによると令和5年12月13日施行、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたとのことで、「「空き家」を放置していませんか?」、「空き家について考えてみましょう!」、「空き家を管理する場合には」、「売却のこと」、「解体のこと」、「町補助金」等が書かれているが、所有されている方は困っている人もおります。空き家相談会を実施してはどうか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。空き家には様々な問題があり、中には、法律や税務、建築など多岐にわたる専門的な知識が必要となりますが、現状においては、これらに対応する相談体制の整備が困難な状況にあります。空き家に関する相談につきましては、徳島県住宅供給公社が運営する、「とくしま回帰」

住宅対策総合支援センターにおいて、専門家による空き家専門相談会が無料で実施されており、これらの利用を御案内しているところでございます。この相談会では、弁護士や税理士、建築士、宅地建物取引士といった各分野の専門家が直接相談に応じており、対面だけでなく、スマートフォンやパソコンを利用したオンラインでの相談にも対応するなど、大変有益な相談窓口となっています。また、同センターでは、市町村との連絡調整や対策事業に係る支援も行っておりますので、連携を図りながら相談者等をサポートしてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 倒壊の恐れなどがある老朽空き家などに対して、費用の一部を支援する補助金を交付することで、7年度は5件とのことであったが、具体的にどのように取り組んでいるか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。本町では、倒壊の恐れなどがある危険な老朽空き家の除却を促進するため、かかる費用の一部を支援する補助制度を設けており、令和7年度は5件に補助金を交付。本年度は、現在、4件の申請を受け付けております。補助の内容につきましては、各種要件を満たした場合に80万円を上限に補助金を交付するもので、先着順となっております。本制度の利用促進に向けた周知につきましては、町ホームページ、広報紙への掲載をはじめ、藍メールや町公式LINEで情報発信を行っております。また、空き家の所有者に対し、適切な管理を促す、空き家管理の通知書の発送に併せて、補助制度の概要を掲載した空き家の手引きを同封し、適正管理や制度利用の動機付けにつながるよう啓発に努めているところでございます。さらに、この補助金の有無にかかわらず、周辺環境に悪影響を及ぼすような、特に危険な状態の空き家を把握した場合には、可能な限り職員が所有者のもとへ直接訪問し、適正管理や除却のお願いを行っております。こうした直接の働きかけによって、所有者の方に御理解を頂き、自主的な解体、除去の実施へとつながった事例もございます。今後とも多様な媒体を通じた広報活動と個別の状況に応じた丁寧な訪問指導を組み合わせることで、補助金制度の効果的な運用と危険な空き家の減少に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

だきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 先ほどの答弁によると、職員が直接、家に訪問して空き家に対する、促したということでありましたが、やはり、一般の方も職員さんが直接来られたら、聞かざるを得ないということもあると思うんです。職員さんの本気度をもっともっと生かして欲しいと思います。

次に、空き地の管理不全対策における助成事業として、他町でも、ふるさと納税制度を利用して草刈りとか、いろいろ取り組んでいるところもあります。本町も、ふるさと納税制度を活用してはどうか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。管理不全空き地の発生を抑制し、適正な管理を促すためには、新たな財源の確保や所有者への多角的な支援が必要であり、御提案いただきました、ふるさと納税制度の活用もその方策の1つかと思います。現在、他の自治体におきましては、寄附の返礼品に利用している事例などが、本町ではどのような形で活用できるのか、制度設計や費用対効果などについて十分に検討が必要であると考えております。まずは、他の自治体の情報収集、精査を進め、本町における課題や効果等を調査、研究をしてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） ただいま、他の自治体を参考にして取り組んでいくというようなこともありました。ぜひとも、取り組んでいただきたいと思います。

次に、ごみ対策について伺います。ナフサ不足でナイロンの袋やビニールの袋が小売店、大型店でも種類によっては、全くないものもあります。本町のごみ袋の在庫の現状と今後の対策について、どのように考えているか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。ごみ袋の在庫管理につきまして、ピンクの燃やせるごみ袋は、概ね8月までの流動分を確保しておりましたが、

昨今の石油由来製品の品切れ等の報道の影響で、本町でも買いだめの傾向が見られ、販売店からの発注が急増しております。また、令和8年度分のごみ袋に関しましては、製造や物流の遅れにより納品が例年より1か月遅く7月中にずれ込む見込みとなっております。このため、各店舗の在庫状況を勘案し、必要に応じて1世帯1冊から2冊までといった購入制限の措置について、各販売店に要請を行ったところでございます。

なお、今回、供給不足が懸念されておりますのは、ピンクの燃やせるごみ袋であり、それ以外のごみ袋につきましては、当面の供給に支障のない在庫を確保しております。今後、一部の店舗におきましては、需給バランスの乱れによる一時的な品不足が生じる可能性はございますが、その影響は限定的であると見込んでおります。また、一時的な不足が生じた場合におきましても、7月中には順次納品される予定であり、在庫は回復する見通しでございます。

なお、住民生活に影響を及ぼす可能性が生じた場合は、速やかに一時的な対応を検討、実施してまいります。住民の皆様におかれましては、当面必要な分のみ購入いただくなど、冷静な対応をお願いしたいと考えております。町といたしましても、安定供給に向け流通状況を注視するとともに、適切な情報発信に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。ごみ袋を販売しているところでは、昨今1人2つまでと制限しているところもあります。シンナー不足でポテトチップスの袋もカラーから白黒に変えているが、ごみ袋もピンクから白に変わるのではないかと町民の方も心配している方もいますがどうですか。伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。現在、店舗等で不足しておりますピンクのごみ袋ですけど、今のところ在庫のほうはございまして、7月中に順次納品される予定でございます。今後、急激な買いだめ等がない限りは、在庫は順次納品される予定でありますので、今のところは、その予定はございませんけど、今後は情勢を見ながら検討してまいります。以上です。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 今のところ、ごみ袋もいけるということですので、町民の方も安心しておられると思います。

次に、ごみ袋の値上げは考えているか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。本町の指定ごみ袋制度は、ごみの減量と資源化の促進、処理費用の負担の公平化、そして、受益者負担の適正化を目的に平成 19 年 9 月から運用しております。その 3 年半後の平成 23 年 4 月に価格の引き下げを行っております。家庭用ごみ袋につきましては、1 枚当たり、販売価格を大は 35 円から 25 円に、中は 25 円から 15 円に、小は 15 円から 10 円に引き下げており、現在もその価格を維持いたしております。ごみ袋の調達単価の現状につきましては、中東情勢の緊迫化等に伴う原油価格の高騰を受け、今年度の製造、調達コストが昨年度と比べて著しく上昇しており、当初の想定を大きく上回る大変厳しい状況でございます。しかしながら、現在の物価高騰が住民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしていることを踏まえ、町民生活への負担軽減を図るため、当初の想定を超えて生じたコストの上昇分につきましては、国の交付金であります、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、今年度のごみ袋の販売価格は据え置くことといたしております。今後につきましては、引き続き、国際情勢の動向や物価の推移、さらには、他の自治体の動向などを注視し、受益者負担の原則と住民生活への影響のバランスを慎重に勘案しながら、適正な価格設定について検討を重ねてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 今年度は、ごみ袋は値上げしないというようなことでしたので、町民の方も安心しておられると思います。

次に、公園の遊具の整備について伺います。子育て世代の多くが町の公園の遊具不足を訴えており、複合遊具の設置といった要望を聞くが、こういった子育て世代のニーズを踏まえた上で公園設備に対する見解を伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。本町が管理いたします、正法寺川公園や桜つつみ公園の遊具につきましては、整備後、相当の年月が経過し老朽化が進んでおります。長期間の使用が可能なものは、修繕による長寿命化を図る一方、危険性の高い損傷等があり、安全の確保に支障がある場合や修繕に多額の費用を要する場合には、利用者の安全を第一に考え、やむを得ず遊具を撤去せざるを得ない場合もございます。こういった状況から、限りある予算の中で、まずは、現在の複合遊具の修繕や安全管理を優先的に進めているところでございます。御要望であります複合遊具の新設につきましては、多額の費用を要し、また、設置スペースの確保という課題もあることから、現時点において、新しく設置をする予定はございません。

なお、これまでに複合遊具の一部を撤去した部分につきましては、可能な限り代替遊具を設置するなど柔軟な対応に努めているところでございます。まずは、既存遊具の徹底した安全管理により、子供たちが安心して遊べる環境を維持した上で、子育て世帯をはじめ、幅広い年代の方々に安全、安心に御利用いただける公園施設の充実に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、世代間で使える公園の整備は考えているか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。まず、高齢者の皆様に御利用いただける設備につきまして、正法寺川公園には、複合遊具の南側に健康遊具を設置いたしております。桜つつみ公園につきましても、日々の健康づくりに御活用いただける健康遊具としての機能を兼ね備えた設備の検討を進めているところでございます。また、バーベキューエリアでは、小さなお子様から高齢の方々まで、幅広く御利用いただいているところでございます。このように、あらゆる世代の皆様に親しまれ、また、交流の場として健康的に過ごせる、世代間で使える公園として活用、整備を進めているところでございます。

なお、公園のベンチにつきましては、必要とされる場所に、順次、設置を進めていくところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 高齢者の方でも公園に行って、ベンチで座って、背伸びができるような道具を、ぜひ整備していただきたいと思います。

次に、耕作放棄地について伺います。町内の耕作放棄地は何件あるか伺います。

○議長（米本義博君） 大隅産業商工課長。

〔産業商工課長 大隅久視子君登壇〕

◎産業商工課長（大隅久視子君） それでは、耕作放棄地の件数と本町の取組について答弁させていただきます。現在、町内の耕作放棄地は8か所で、8筆の合計面積は5,600平方メートルとなっております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 耕作放棄地は8か所というような答弁でしたが、減らす取組はしているか伺います。

○議長（米本義博君） 大隅産業商工課長。

〔産業商工課長 大隅久視子君登壇〕

◎産業商工課長（大隅久視子君） 耕作放棄地の解消の取組について、答弁させていただきます。まず、耕作放棄地を把握する必要があるがございます。平成21年改正農地法で、毎年1回農業委員会が農地の利用状況調査を行うこととされており、本町においても、毎年8月から11月にかけて農地利用最適化推進委員6名の協力のもと、町内全域で農地パトロールを実施しております。また、パトロールの結果、耕作放棄地であると判断された土地の中には、その面積や形状、耕作条件等、解消困難な課題もありますが、引き続き農地の所有者への意向調査などの働きかけを行うなど、耕作放棄地の減少に向けた取組と検討を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 大概の耕作放棄地は、案外狭いような土地が多いと思います。また、藍住町は土地がいいので、ニンジン農家の方がほとんど今まで借りられてましたが、腐敗とかで戻された土地もあると聞きます。そういう土地が耕作放棄地になっているのではないかと思います。まず、そんな土地を町が借り受

けて、町民農園にしてはどうか伺います。

○議長（米本義博君） 大隅産業商工課長。

〔産業商工課長 大隅久視子君登壇〕

◎産業商工課長（大隅久視子君） お答えいたします。耕作放棄地となっております8筆につきましては、狭小地や不整形地、進入道路が狭く自家用車での来場が難しい土地、また、水はけの問題で土壌等が耕作に適していない土地、権利関係を協議中などの土地等であります。残念ながら、現時点では、いずれも町民農園への活用は困難と考えております。また、耕作放棄地まで至らずとも、当面耕作を再開する予定のない遊休農地が全国的に増加しています。令和5年4月施行の改正農業経営基盤強化促進法に基づき策定いたしました地域計画を基に、農業者や農業関係機関、団体等と協力しつつ、農地の貸し手と借り手をつなぐ徳島県農地中間管理機構の仕組みを活用し、農地の集約と集積を図るなど、町内農地の有効活用に取り組んでまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。今年3月までで勝瑞の町民農園が閉鎖されてます。やはり、作られてる方は、特に今、野菜が高騰な上に、非常に喜んで作っておられるというような声も聞きました。やはり、町がどっかから借りて、町民農園にするような考えはないか。今のところ前向きな答弁、ありませんでしたがいかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 大隅産業商工課長。

〔産業商工課長 大隅久視子君起立〕

◎産業商工課長（大隅久視子君） はい。ただいまの町民農園の件につきましては、現時点では、町民農園に適する土地等の情報とか、ほれとか候補地とかは上がっておるわけではございません。ただ、今後、町民農園が2か所のうち、1か所が閉鎖されたということで、町民のお声などを聞きながら、適正地など確認するなどしながら、また、確認をしていって、ほれで検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 町民農園については、ぜひとも前向きに検討してい

ただきたいと思います。

次に、地域包括ケアシステムやケアマネ業務について伺います。2025年、全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達することを見据えた地域包括ケアシステムだが、高齢化の真のピークはこれからであると思います。今後、本町はどのように取組を進めていくのか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。地域包括ケアシステムにつきましては、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が地域で一体的に提供される仕組みでございます。団塊の世代が2025年に全て後期高齢者となり、本町におきましても高齢化が一層進む中、医療や介護の需要は、今後さらに増加するものと見込まれており、地域包括ケアシステムの重要性はますます高まっているものと認識しております。こうした状況を踏まえ、本町では、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を総合的に進めているところでございます。まず、在宅医療・介護連携推進事業では、郡医師会及び郡内5町が連携し、多職種による情報共有や研修、町民向けの普及啓発を継続して実施しております。

次に、介護予防でございます。日頃からフレイル予防に取り組んでいただくことが重要であると考えており、ウォーキングポイント事業、いきいき百歳体操、介護予防運動教室など多様なメニューを提供し、主体的に参加いただける環境づくりに努めております。また、生活支援体制整備事業におきましては、社会福祉協議会と連携し、フレイルサポーターの養成や活動支援を進めております。加えて、令和6年度からは、生活支援サポーター活動支援事業を開始し、電球交換や話し相手など日常生活を支える支援体制の強化に取り組んでいるところでございます。さらに、地域の支援体制全体といたしましては、地域包括支援センターが高齢者や家族、関係機関からの相談に対応し、自宅訪問による状況確認や医療機関、介護支援専門員との連携を通じて生活支援につながる支援を行っております。以上のように、本町では、高齢化の進展を見据えつつ、国の方向性に沿って地域包括ケアシステムのさらなる深化を図っているところでございます。今後は、行政だけでなく、医療、介護関係者、地域住民、関係団体、民間事業など多様な主体との連携を一層強化し、これらの取組を総合的に推進してまいります。併せて、地域における支え合いの仕

組みづくりと高齢者支援の担い手の育成を進めることで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） ケアマネ不足の中で地域のケアマネージャーが困難事例を抱えるケースにおいて、地域の居宅マネージャーが孤立して課題を抱え込まないように、地域包括支援センターはどのような対応を行っているか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。本町におきましては、介護支援専門員が困難事例を抱え、地域包括支援センターへの相談が寄せられた際には、まず、相談内容を丁寧に伺い、支援の過程で生じている課題の背景を整理した上で、課題の要因を明確にし、適切な対応策を検討できるよう支援しているところでございます。さらに、利用者の家族環境に起因する課題が困難事例の要因となっている場合には、関係機関と連携し、家族支援につながる支援も実施しております。これらの取組により、介護支援専門員が利用者のマネジメントを包括的かつ継続的に行えるよう支援しているところでございます。また、介護支援専門員への個別支援として、困難事例に対する専門的な助言や支援体制の強化に取り組むとともに、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し、多様な関係者と協議、検討を行っております。これにより、支援方針の共有を図るとともに、把握された地域課題を地域づくりに生かし、地域包括ケアシステムの推進につなげております。加えて、毎年、介護支援専門員を対象に、資質の向上や居宅介護支援事業所間の連携強化を目的とした研修会を開催しております。併せて、地域包括支援センターの職員は、日頃から介護支援専門員との顔の見える関係づくりに努め、相談しやすい体制の構築に取り組んでいるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。6月3日の徳島新聞に訪問診療に訪れた先で、家の人によってケアマネが殺害されるという事件が埼玉県で起きておりま

す。このような事件が起きないためにも、先ほども答弁いただきましたが、日頃から行政とケアマネジャーが一体となった取組が必要であると思われますが、このような取組の中で、過去５年ごとの地域ケアマネ会議開催の回数は何回しているか伺います。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。今の質問は、次の質問ですよね。

〔小川幸英君より、「次はまた違うと思いますけど。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 過去５年間の。また別ですか。

〔小川幸英君より、「また別です。これは地域包括センターやね。後のは。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 一旦小休して、ちょっと質問の整理をさせていただきます。

午前１１時２０分小休

午前１１時２４分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、一般質問を再開します。

上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） 再問にお答えをさせていただきます。再問としては、過去５年間の地域ケア個別会議の開催回数ということで承知をしております。年度別に報告をさせていただきますと、令和３年度が２回、令和４年度が２回、令和５年度が３回、令和６年度が２回、令和７年度が２回の計１１回となっております。以上です。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君） 地域包括支援センターにおいて、過去５年の困難事例を抱える居宅ケアマネジャーが利用者面接に同行した回数は何回あるか。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。本町におきまして、困難事例を抱える介護支援専門員の利用者面接に地域包括支援センターの職員が同行した回数につきましては、現時点で確認できる範囲において、過去５年間で６回でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 先ほどのことに触れますと、ケアマネが刺されて死亡するというような事件が起きました。また、これで、家族も、刺した家族も自殺するという悲惨なことになります。介護を受ける人、また、その家族にとっても、介護疲れのストレスがたまっております。ケアマネと行政が密接に連携して、こんな悲惨なことがないような取組をしていただきたいと思います。

次に、前川のしゅんせつについて伺います。以前、県への要望によって半分ぐらいがしゅんせつされ、そのしゅんせつされたところは亀やコイが泳いでおります。高速道路の下まで 200 メートルぐらいのところに草が生え、土砂が堆積し、排水があまりできていないところがあります。また、上流も高架下までしゅんせつしております。梅雨や台風シーズンになるが、真ん中だけがしゅんせつされていないということが起きておりますが、どういうふうになっているか伺います。

○議長（米本義博君） 長楽建設課長。

〔建設課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設課長（長楽浩司君） 前川のしゅんせつにつきましてお答えいたします。御存じのとおり、前川につきましては、国土交通省が指定しました一級河川で、県が所管、管理をしております。徳島県では、計画的に前川のしゅんせつを進めており、令和 7 年度におきましては、牛ノ瀬 2 号橋から牛ノ瀬 3 号橋までの間が完了しております。議員御指摘の徳命橋から牛ノ瀬 2 号橋まで並びに牛ノ瀬 3 号橋から前川樋門までの区間につきましても、継続してしゅんせつを実施するよう要望しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

● 10 番議員（小川幸英君） 早急に要望していただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで、小休します。

午前 11 時 28 分小休

午前 11 時 35 分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、4 番議員、元木春香君の一般質問を許可します。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

● 4 番議員（元木春香君） 議長の許可を頂きましたので一般質問を始めます。

まずは、小中学校の統廃合を含む今後の学校の在り方に関する検討開始時期についてです。近年、日本では少子高齢化の進行により、2040年頃を1つの目安として、現役世代の減少による労働力不足、社会保障制度の維持、税収の減少、公共施設の維持管理など、社会の仕組みそのものに大きな影響が及ぶことが懸念されています。これは、国全体の問題であると同時に、地方自治体にとっても限られた財源や人材の中でどのように持続的な行政運営を行っていくのか、避けて通れない課題であります。こうした社会構造の変化は、福祉や医療、産業の分野だけでなく、教育環境や学校施設の在り方にも深く関わってまいります。特に、児童生徒数が減少していく中で、学級編成、教職員配置、部活動や集団活動の維持、施設の老朽化や維持管理費など、今後、様々な課題が生じることが考えられます。徳島県が公表している資料によりますと、県内中学校3年生の生徒数は、令和8年度の5,870人から、2040年の令和22年度には3,478人となり、約40.7パーセント減少することが示されております。地域別に見ましても、板野郡の一部地域では減少率が比較的抑えられているものの、多くの地域では5割前後または5割を超える大幅な減少が見込まれています。本町は、県内でも、これまで子供の多い町として発展してきましたが、先日、新聞報道で示された国勢調査の速報値では、本町の人口についても前回調査と比べて0.81パーセントの減少に転じたことが明らかになりました。人口が減少する一方で、世帯数は増加しており、これは単身世帯や子供の少ない世帯が増加し、1世帯当たりの人数が減っていることを示しています。新しい住宅が建ち並ぶことで町は元気に見えますが、その風景とは裏腹に、町全体の人口も出生数も確実に減少に転じています。令和7年度、藍住町で生まれた子供の人数は252名でありました。将来の児童生徒数の推移を見据えると、現在の学校配置や学校規模を将来にわたってどのように維持していくのか、早い段階から検討していく必要があると考えます。そこで、本町として、2040年頃までの児童生徒数の推計を踏まえ、小中学校の適正規模、適正配置、また、現時点での統廃合を前提とするものではありませんが、将来の児童生徒数や施設更新を踏まえた場合、町として検討を開始するための基準や時期を持つておく必要があると考えます。そこで、本町の児童生徒数の将来推計と現状認識についてお伺いします。令和7年度の本町の出生数実績は252名であり、6年後には小学校に入学します。こ

の子供たちが、仮に、町内4つの小学校に単純に分かれたとしても、1校当たり1学年約60名程度となります。これは、各学年2クラス、学校全体では通常学級で12クラス程度となり、国が示す標準的な学校規模である12学級以上18学級以下の下限に近い数字になります。また、令和8年の出生数は、5月末時点で112名でした。この人数が、1学年200名を下回る状況が見込まれるのであれば、スマートシュリンクの視点も踏まえ、学校の規模や配置の在り方について、早い段階から、より具体的な方向性を示していただく必要がございます。その上で、本町においては、学区制度があるため、児童数は各学校に均等に分かれるものではありません。町からいただいた資料によると、特に藍住東小学校については、現時点でもほかの小学校に比べて通常学級が少なく、今後の出生数や校区ごとの児童数の推移によっては、さらに小規模化が進む可能性も考えられます。今後15年間で本町の児童生徒数はどのように推移し、各学校の規模はどのようになっていくと推計されるのか。町内全体の出生数だけでなく、校区ごとの就学前児童数、住宅開発の状況、町外私立等への進学状況も含め、学校ごとの将来への見通しを丁寧に把握していく必要があると考えます。そこで、今後、どこの学校を重点的に注視していく必要があると考えているのか、本町の現状認識について伺います。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 元木議員の質問にお答えいたします。国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表している5歳階級別人口推計によりますと、本町の5歳から14歳の人口は、2030年、令和12年で2,975人と、昨年2025年の3,402人から472人減少。以降、2035年で2,704人、2040年で2,606人となっています。これから推測される小学校1校当たりの1学年の人数は、2030年で約74人、2035年で約67人、2040年で約65人、中学校1校当たりの1学年の人数は2030年で約159人、2035年で約139人、2040年で約132人となります。議員が示されました、小学生1校当たり1学年約60名程度という人数は、自然動態によるものと承知しておりますが、社会動態を合わせると24年後の2050年、令和32年に、その人数になると推計されています。これらの数字は、議員お話のように、出生数だけでなく住宅開発や教育制度など様々な要素が影響するものと認識をしており、現時点では断定的な推測によらず、また、学校単位ではなく俯瞰的に、そして、注意深く状況

の把握に努める必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい、ありがとうございます。次に、町外私立への進学状況について伺います。令和11年度公立高校の入学生から、入学試験において、普通科は学区制が廃止され、全県一区になります。現在、徳島県公立高等学校の在り方検討会議において、高校の統廃合を含めた特色化、魅力化についても検討されていることを踏まえると、子育て世代や若年人口が、他の市町村へ流出する可能性も一定程度考慮する必要があると考えます。現状でも藍住町で生まれた全ての子供が町内の小中学校に入学するとは限らず、特別支援学校などへの進学も含め、他の私立の中学校などへの進学を理由とした町外への流出が起こり、高校の学区制が廃止されれば、より早い段階から有利な教育環境を求めて町外へ出るという動きが加速すると考えます。人数が激減し始めてから検討となると、県内でも一定数の子供の数を維持している本町だからこそ、先手を打たなければ政策としても大きく遅れることとなります。こうした進学等による町外への流出について、現状で小学校卒業者のうち、何名が町外の中学校へ進学しているのか、直近での数値を教えてください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 小学校卒業者の町外私立等への進学状況についてお答えいたします。町内の小学校卒業者343名のうち、町外の中学校へ進学した人数は3.2パーセントに当たる11名でございます。

なお、藍住町在住の中学1年生362名のうち、町外の中学校へ通っている人数は27名であり、全体の7.5パーセントとなっております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。次に、具体的な検討開始時期について伺います。町からいただいた資料では、令和7年度、現在の町内4小学校の児童数は、合計2,062名となっています。これに対し、令和7年度の本町の出生数は252名でした。冒頭での繰り返しになりますが、実際には、転入転出や校区ごとの児

児童数の偏りがあるため、単純な比較だけで判断することはできませんが、この252名の子供たちが小学校になる頃、仮に、町内4つの小学校に単純に分かれたとしても、1校当たり1学年約60名程度となります。繰り返しにはなりますが、これは各学年2クラス、学校全体では通常学級で12クラス程度となり、国が示す標準的な学校規模である12学級以上18学級以下の下限に近い数字となります。また、本町の人口推計においても、10歳から14歳の人口は、2025年の1,817人から2040年には、1,323人となり、約27パーセント減少する見込みとなります。統廃合という言葉には、学校がなくなるイコール寂しいというネガティブな印象が伴いがちですが、本来の目的は、子供たちの教育環境の向上にあります。適正な規模を配置することで、子供たちは多様な価値観を持つ児童同士と学び合うことができ、クラス替えによって人間関係の固定化を防ぐことができます。また、中学校においては、部活動や集団活動の選択肢を確保するためにも、一定数の生徒数が必要であります。さらに、現在は教員不足は深刻で、県に欠員補充をお願いしても代替りの教員が全く確保できないという極めて危機的な現状がございます。少しでも早い段階から、学校の適正規模、適正配置について検討することは、限られた人的資源を効率的に活用し、教員の負担軽減や働き方改革につなげる視点としても重要であります。また、令和10年度を目途とする休日部活動の地域移行を見据えても、学校規模の在り方は、各部活動の維持や地域クラブの受け皿づくりとも深く関わる課題であります。財政面におきましては、施設の改修や維持管理費といった固定費を大幅に削減し、そこで生み出された財源を新しい教育機器の導入や不登校児童生徒に対応できるスクールサポーターグループの効率的な設置など、これからの教育投資へ集中的に振り向けることが期待できます。こうした学校の再編には、学区の見直しや通学路の安全確保、校舎の改修や整備、保護者や地域住民への周知と理解促進など幅広い調整が伴います。これらを丁寧に進めるには、早い段階から情報を共有し、協議を重ね、少なくとも10年単位で期間を見込んだ検討を始めることが有用であることが示されております。本施策が子供たちにとっても、さらに教職員、町行政にとっても、将来に向けた前向きな検討であることを前提に、今後、小中学校の統廃合を含む学校の在り方について、いつ頃から具体的な検討を始め、どのような体制で議論を進めていくお考えがあるのか、堤教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） 統廃合を含む小中学校の在り方の検討開始時期についてお答えいたします。将来の人口減少を見据えた小中学校の在り方の検討は、避けて通れないものと認識しており、子供たちの教育環境の整備における選択肢の1つとして、学校の統廃合があります。議員のお話にもありましたように学校再編においては、課題を可視化し共有していくことが重要であり、単に1学年当たりの人数やクラス数のみに基づく統廃合は適当ではないと考えております。文部科学省は令和7年3月、学校の統廃合の検討の目安を示しております。小学校で9学級から11学級の場合には、「教育上の課題を整理した上で、児童数予測を加味して今後の教育環境の在り方の検討が必要」。7学級から8学級の場合には、「教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方の検討が必要」。「将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ速やかな検討が必要」とされています。先ほど答弁いたしました2050年の推計人口において推測される1学年60人という人数につきましては、小学校1校では12学級に相当しますので、文部科学省の目安以下とはなっていませんが、先のことと捉えず、推移を注視していく必要があると考えております。学校の在り方の検討につきましては、その必要があると判断する時期を見極め、保護者、教育関係者をはじめ、地域住民、学識経験者等、幅広い分野から参画していただくことなど広く理解が得られるよう進めてまいりたいと考えております。また、その際には、教育委員会のための視点で検討するのではなく、町長部局も含め、町全体で町の未来を考える視点で進めるべきものであると考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） ここで昼食のために小休します。

午前11時56分小休

午後1時再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、一般質問を再開します。

質問者は、質問を続けてください。

元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●4番議員（元木春香君） 先ほどの堤教育長の御答弁について、再問いたします。

今後の住宅開発などによって、様々な要因で、多少の変動があることは私も理解をしていて、それでまた、同時に、国の指標においては、クラスの人数の下限が示

されておらず、例えば、1クラスを20名とするのか、もしくは25名とするのかなど、どのような教育環境を目指すかは、各自治体、また、その時の教育委員会の判断になるかと思います。その上で、よほどの極端な変化がない限り、子供の数が急激に増加へ転じるようなことについては、考えにくい状況が既に示されております。状況が厳しさを増す中で、住民の方や保護者の方々にとって最も客観的で分かりやすい指標というのが、やはり具体的な数字なのかなというふうに思っております。誰もが共通の危機感を持てるラインとして、例えば、1学年の児童数で見るのか、あるいは町全体の出生数で見るのか、どのような数字を下回ったら具体的な検討を開始をするのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの再問にお答えいたします。繰り返しの答弁とはなるんですけれども、現時点において、単に1学年当たりの人数やクラス数に基づく学校の統廃合を想定することが適当ではないと考えており、今後の人口推計や社会の動向等を注視しながら、検討の時期は判断してまいります。その判断材料の中には、もちろん、文部科学省が学校の統廃合の目安として示している基準も含まれるものと考えております。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい、ありがとうございます。また、改めて、こちらについては質問させていただけたらと思います。

次に、低年齢児の待機児童解消に向けた支援体制についての保育人材の確保とファミリー・サポート制度等の補完的活用について質問いたします。令和6年度において、本町の保育士の労働環境や待機児童の状況について繰り返し質問をさせていただきました。町からは、慢性的な保育士不足が問題であること、また、保育士の確保と定着が大きな課題であることを御答弁いただきました。対策としては、私立認可保育園では、保育体制強化事業や未来の保育士定着促進事業を活用し、町立中央保育所では、事務員を配置して保育士の業務負担を軽減していく。また、町としても認可保育園の基準や人員が足りているかについても確認しているとの答弁がございました。あれから2年が経過しましたが、4月1日時点の国基準の待機児童数だけでは十分に実態を捉えきれず、特に年度途中から年度末にかけて増加し、令和

5年度及び令和7年度の3月には、112名に待機児童数が達しており、その多くが0歳から2歳までの低年齢児に集中しています。この傾向は全国的にも共通しており、令和7年4月1日時点における全国の待機児童数2,254人のうち、0歳から2歳までの低年齢児が、約90パーセントを占め、低年齢児の受け皿不足は全国共通の課題となっております。今回、町から提供いただいた資料からも、年度途中から年末にかけて、特に0歳から2歳までの低年齢児に待機児童が集中している状況が確認でき、国が示す傾向と同様の課題が本町にも現れていることが分かります。特に国の保育士配置基準では、0歳から2歳までの低年齢児には、より手厚い保育士の配置が必要とされ、保育士不足は低年齢児の受け入れ人数に大きく影響しやすい構造がございます。令和6年3月の議会以降、町として保育士の確保定着に向けてどのような取組を進め、その効果をどのように検証されているかを踏まえ、現在の待機児童数、特に0歳から2歳までの低年齢児の受け入れにおいて、保育士不足がどの程度影響していると分析をされているのか、また、保育士不足が主な要因の1つである場合には、今後、どのような改善策を講じていくお考えであるのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 保育士の確保、定着に関する御質問でございますが、まずは、本町の認可保育所における施設整備の状況と待機児童について御説明をさせていただきます。令和元年度と令和8年度の4月時点を比較いたしますと、令和元年度の町内の認可保育所は6施設で利用定員は618人でしたが、令和8年度では認可保育所は4施設増の10施設、利用定員は4歳児、5歳児の受け入れを開始したこともあり、264人増の882人でございます。このうち、0歳から2歳までの、いわゆる3号認定の定員は、令和元年度の388人に対しまして令和8年度は74人増の462人でございます。出生数が減少傾向にある中、本町といたしましては、民間保育所と連携し、相当の財政投入を行い、認可保育所の利用定員拡大に努めてきたところであり、この成果として、4月時点では国基準待機児童ゼロを維持しているところでございます。一方で、議員からお話がありましたように、年度途中に低年齢児を中心に相当数の待機児童が発生しているのも事実であります。待機児童の問題は、様々な要因が関係しているところではございますが、年度途中に待機児童が増加する点に関しまして申し上げますと、4月の一斉入所では、国基

準待機児童は生じていないものの、ほぼ全ての入所枠が埋まっている状況でございます。一方、保護者の育児休業は、子供の誕生日を基準とすることが多いことから、年度途中に入所を希望される方が、かなりいらっしゃいます。また、昨年9月から認可保育所の0歳児から2歳児を対象に保育料の一部無償化を実施しており、認可保育所の利用に対するニーズが高まっております。こうしたことから、年度当初の時点で、低年齢児の入所枠にほとんど空きがなく、年度途中の入所が限られるため、待機児童が累積していく状況となっております。この状況を解消するために、仮に、年度途中の待機児童を発生させないようにするのであれば、4月段階で入所枠に相当数の空きを設けておかねばならず、このことは施設スペースも保育士も年度当初に相当の余剰を抱えておく必要があります、運営上の観点から申し上げます、極めて困難であると言わざるを得ません。次に、保育士不足と定着に関する御質問ですが、国における保育士基準については、令和6年度に改正がなされ、保育士1人が担当する子供の数は、4、5歳児で25人。3歳児で15人。1、2歳児で6人。乳児で3人となっており、低年齢児ほど保育士を多数配置する必要があるほか、加配保育士の配置が必要となる場合もございます。したがって、保育士不足が低年齢児の待機児童数にも影響を及ぼしていることが伺えるものの、この問題は、給与水準や配置基準など、構造的な課題が多く、一自治体の財政や施策では根本的な解決につながらないものと考えております。そのため、本町といたしましては、国や県が打ち出している様々な保育士確保の施策を漏れなく、かつ、効果的に保育現場へ浸透させ、活用していくことが重要であると考えております。具体的には、国が実施しております保育体制強化事業、県が実施しております未来の保育士定着促進事業、保育士資格等取得支援事業といった支援策の浸透を図るとともに、処遇改善加算、配置改善加算等の適用状況の確認など、保育士確保に資する取組の推進と現場の保育士が、安心して長く働き続けられる定着の環境づくりを後押ししてまいります。今後も、町内民間認可保育所とのさらなる連携を図りながら、国や県の動向を注視し、認可保育所が恩恵を受けられる制度は最大限活用できるよう周知を行い、保育環境の質的向上と保育士確保とを支援し、安心して子育てができる藍住町の実現に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） 御丁寧に説明いただきありがとうございます。実情に

あった改善に向けた取組を進めていただいているものと認識しております。

次に、認可保育園に入所できなかった家庭への支援についてお伺いいたします。

本町では一時預かり、病児保育、産後ケア、ファミリー・サポート制度など、子育て家庭を支える複数の制度がございます。その中で、令和8年度からは、こども誰でも通園制度が本格実施されております。この制度は、保護者の就労状況に関わらず、保育所等に通っていない生後6か月から3歳未満の子供が、月に一定時間まで保育所等を利用できる制度であり、特に家庭で過ごしている低年齢児の育ちを支え、子育て家庭の孤立を防ぐ上でも大切な取組になります。国は、こども誰でも通園制度の利用可能時間について、月10時間を上限として示す一方、令和8年度及び9年度については、月10時間での実施が難しい自治体に対し、月3時間以上10時間未満の範囲内で設定することができる経過措置を認めておられます。そうした中、本町においては、令和8年度の利用可能時間は、子供1人につき月3時間までとされ、町内の実施施設も中央保育所1か所となっており、同じく月3時間を上限として実施している自治体は、石井町と本町の2町でありました。本町の月3時間という設定は短時間であっても、同年代の子供や保護者と関わる機会を持ち、保護者にとっても、一時的に子育ての負担を和らげることができるという点で大切な選択肢の1つであると認識しております。また、本町の第3期子ども・子育て支援事業計画においても、保育利用率は0歳が41.7パーセント。1、2歳児は95.2パーセントと高く、低年齢児の支援強化が示されております。御提供いただきました資料においても、入所できない児童は0歳から2歳に集中し、先ほども御答弁いただきましたが、年度途中、特に後半にかけて増加する傾向がございました。こども誰でも通園制度は、大切な支援でございますが、月3時間の利用だけでは、入所までの間に必要となる一時的な預かりなど、家庭の負担を十分に補うことが難しい場合もございます。その上で、認可保育園の受け皿確保を基本としつつ、その補完的な支援としてファミリー・サポート制度の活用についても、改めて検討する必要があると考えます。前回、本町の同制度の利用状況について確認したところ、令和6年度末から令和8年度1月末にかけて、依頼会員は716人から689人へ。提供会員は289人から295人へと会員数はほぼ横ばいでした。一方で、利用件数については、1,111件から621件へと490件も大幅に減少していることが分かりました。町は、この利用減少の要因として、放課後児童クラブ、産後ケア、病児保育、こども誰でも通園制度など、ほかの子育て支援サービスの存在に加え、利

用料の影響や制度の認知不足などを挙げられました。また、利用料については、他の自治体の状況から、利用料の引き下げが必ずしも利用率の向上に直結するものではなく、将来的な見通しがないまま引き下げを行うことは混乱を生じさせる恐れがあるとの考えも示していただきました。町から御答弁いただいたように、ファミリー・サポート制度の利用件数は、利用料だけでなく複数の要因によって左右されるものと改めて認識しております。しかし一方で、これだけ利用件数が大幅に減少しているのであれば、当初の見込みに対し町が負担する事業費にどの程度の変化が生じているかについては確認する必要があると考えます。その上で、仮に、一定の財政的な余地が生じているのであれば、その一部を活用し、認可保育に入所できなかった0歳から2歳までの家庭を対象を絞った利用料負担の軽減や短時間利用を後押しする仕組みを検討いただけないかと思います。もちろん、ファミリー・サポート制度は認可保育園の代替となるものではございませんが、入所までの短時間の預かり、通院やきょうだい児への対応、保護者の休息など、各家庭の状況に応じた一時的、補完的な支援として活用することで、認可保育園に入所できなかった低年齢児家庭の負担軽減につながる可能性がございます。本町の計画においても、幼稚園以外の一時預かりの確保策としてファミリー・サポート制度が位置づけられており、現行の提供体制の確保に努めることが示されております。利用件数が減少している現状を踏まえ、現在、特に支援を必要としている認可保育園に入所できなかった家庭に対し、既存の制度をいかに利用しやすくしていくのかが必要であると考えます。利用件数が大幅に減少している現状を踏まえ、令和6年度以降、本町が負担しているファミリー・サポート制度の事業費について、当初の見込みと実績にどの程度の差が生じているのか。仮に、一定の財政的な余地が生じているのであれば、その一部を認可保育園に入所できなかった低年齢児家庭を対象とした、限定的な負担軽減策に活用することについて、本町の考えをお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 御質問に対し答弁いたします。ファミリー・サポート・センター事業は板野郡5町が連携し、公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワークに委託の上、広域的に実施しており、本町の利用料は平日で1時間当たり700円、土日祝日で800円としております。令和7年度の事業費の実績は、委託費、補助金を合わせて予算額1,630万5,000円に対しまして、決算額は1,6

04万4,950円で、その差額、いわゆる不用額は26万50円であります。議員の御質問は、この不用額を認可保育所に入れなかった低年齢児を対象に、ファミリー・サポート・センター利用料軽減の財源として活用できないかという趣旨であると受け止めておりますが、予算は議会の議決を経て成立しているものであり、原則的には不用額を本来の目的と異なる支出に充てることはできないものと考えております。次に、利用状況を見ますと、本町の令和7年度の活動総数764回のうち、放課後児童クラブや習い事などの送迎に関するものが677回と、全体の88.6パーセントを占めております。板野郡全体でも同様の傾向であり、総数1,993回のうち、送迎が1,755回と、全体の88.1パーセントを占めております。したがって、制度上の問題に加え、仮に利用料を引き下げたといたしましても、利用目的の大半が送迎であることから、保育の受け皿としての効果は限定的であると考えております。一方で、議員御指摘のように、ファミリー・サポート・センター事業の利用件数が減少していることは事実であり、利用促進に向けた取組について、公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワークとの連携、郡内自治体との情報共有などを深めながら、事業の活性化に向けた検討を重ねてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。御答弁ありがとうございました。事業費については、利用件数が減少した分をそのまま別の支援にあてられるものではなく、事業ごとに使用目的が定められているという点で理解をいたしました。一方で、国の調査でも虐待などによる死亡事例は0歳児をはじめとする低年齢児に多い傾向が示されており、家庭で過ごす時間が長い乳幼児家庭への支援は、引き続き重要な課題であると考えております。ファミリー・サポート制度を含む既存の制度が必要としている家庭に届きやすくなるように、今後も利用状況を確認しながら、また、改めて質問してまいりたいと思います。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで、小休します。

午後1時23分小休

午後1時30分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） 失礼します。それでは、議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者の方は、簡潔で明確な答弁をお願いいたします。

それでは第 1 点目です。中小業者の深刻な状況と対応についてであります。ホルムズ海峡の実質的な封鎖に伴う原油供給不足が、不安が、建設業界に深刻な影響を与えています。燃料費の上昇にとどまらず、製造過程で燃料、電力、石油化学原料ナフサを使用するほぼ全ての建設資材に価格高騰と供給不足が波及しています。建築資材卸の高木がナフサ不足による諦め破産をしています。さらに、帝国ホテル東京本館建て替え計画。これは 2031 年から 2036 年度です。この帝国ホテルの建て替え計画も着工時期を未定に変更いたしました。個人の住宅についてですが、建築途中で資材が入荷できず、工事が止まってしまうケースや資機材がいつ届くか、見通しすら立たない状況が続いているという報道もされています。塗装業の仲間は皆、塗料や溶剤が手に入らなくて困っているのに、高市さんが大丈夫みたいに言うからお客さんたちから在庫があるように思われてしまう。材料が入って来ないと説明すると、企業努力が足りないのではと思われてる。企業努力では解決できない状況が続いている現在です。6 月 13 日の共同通信によりますと、民間調査の結果が発表されています。中東情勢悪化で製造業の 4 割が半年以内で事業の限界、約 6 割が業績や事業継続に支障、影響があると、このように厳しい見通しが報道されているわけです。今、中小業者にとって、過去、例のない厳しい状況が続いているわけです。そこで 1 点目です。役場に相談窓口設置の考えをお持ちかどうか伺います。

○議長（米本義博君） 大隅産業商工課長。

〔産業商工課長 大隅久視子君登壇〕

◎産業商工課長（大隅久視子君） お答えいたします。今般の中東情勢に起因する、原油、ナフサ由来の原材料価格の高騰や供給不足は日本経済に大きな影響を及ぼしており、特に中小企業の経営環境は厳しいものと認識しております。このため、既に国、県においては、相談窓口を整備しているところであり、具体的には、日本政策金融公庫徳島支店、商工中金徳島支店、徳島県信用保証協会、徳島県商工会連合会、徳島県中小企業団体中央会、徳島県よろず支援拠点、さらには県の経済産業部産業成長推進課、商務戦略課、生活環境部労働雇用政策課、県土整備部建設管理課などにおきまして、中小企業の経営、資金繰り、資材関係等の各種相談に応

じているところであります。町といたしましても、ホームページや広報紙による周知だけでなく、窓口に来られた中小企業の方には、こうした個別相談窓口につないでいくとともに、藍住町商工会と連携し、どのような補助金や融資が活用できるかなど、中小企業に寄り添った伴走型支援に取り組んでまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁いただきました。積極的な対応をぜひお願いをしたいと思います。2点目です。藍住町内には約1,400か所の事業所があり、地域経済を支えています。町が積極的に経営向上に取り組む事業所をがんばる商工業者として認定、PRする制度などを作り、商工業者を育成、支援をしているわけです。今、経営状況が様変わりしてきています。町内業者の実態を町として把握をしているのか伺います。

○議長（米本義博君） 大隅産業商工課長。

〔産業商工課長 大隅久視子君登壇〕

◎産業商工課長（大隅久視子君） お答えいたします。県が実施いたしました県内企業経営状況調査によりますと、中東情勢の影響が大いにある、または、あると答えた企業の割合は85.9パーセントに上っております。そのうち、製造業者は90.3パーセント、サービス、卸、小売業では、66.7パーセントとなっております。また、農林水産業の調査でも約7割が影響があるとしております。町としても、このまま資材価格の上昇や供給不足が続く場合、事業の継続が困難となる可能性がある。また、農業では産地間競争があり、コスト増加分を価格に転嫁すれば競争力を失う。さらには、収益の確保が困難になるといった声を直接お聞きしているところであります。今後の中東情勢は、予断を許さない状況であり、町といたしましても、国、県からの情報だけでなく、商工会、JA等とも連携し、町内事業者が直面する状況や影響について情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問をいたします。今、答弁を頂きました。非常に積極的な対応をなされています。とりわけ、国とか県、それからJA、こういうところ

からの情報、そして、対応をどうしていくかということで真剣に考えていただいております。そこで、やはり、今の実態をさらに詳しく掴んでいただくために、私は、今、ひとり親方、建設のですね、それから工務店、こういうところは大変な状況なんです。ここで、現在建設労働組合っていう組合があるんですが、実態の調査のアンケートを今、実施をしています。どういう仕事に不足をしてるのか、あるのか。資材はどのような値上がりか、どこでストップしてるかということで、そういう点で、ぜひこの団体とも連携しながら、町内業者の実態を掴んで対応してもらいたいと、このように思います。答弁をお願いします。

○議長（米本義博君） 大隅産業商工課長。

〔産業商工課長 大隅久視子君起立〕

◎産業商工課長（大隅久視子君） ただいまの林議員からの御提言といいますか、情報の提供がございました。町といたしましてもですね、直接、資金等の融資等の窓口になってないことから、相談自体が町の方にはあまり上がってきてないというとの状況がございます。ですので、おっしゃっていただいたような組合さんからの情報とかをぜひ役場のほうにも共有していただければと思っております。そういうふうな情報をもとに、今後、役場として打てる手というのを考えていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。力を合わせて、この状況乗り越えていけるように、私は思っています。その点で、ぜひ、御協力をさらにお願いをしたいなと思います。

3点目です。1つは理事者の方は、徳島新聞の報道で御存じのことと思います。牟岐町であります。3日、中東情勢の悪化で建設中の町役場の新庁舎と海部本部の庁舎の工事期間が長引くと、こういう可能性が出てきたということで、町議会の全員協議会で報告がされています。中身は、庁舎は2027年9月の開庁を目指しているが、さび止めとか、塗料、シンナーのほか、防水シート、断熱材などの資材不足やメーカーからは5パーセントから30パーセントの値上げの通知が業者に届いてると。さらに、3階建ての役場庁舎は、7月末に始める予定だった鉄骨工事は、さび止め剤がなく着手できない。防水材や断熱材なども確保できておらず、防水工事、屋根工事、内装工事が始められない可能性がある。資材不足で安定した見通し

を立てるのが難しい。工期に変更があると職人の確保が難しくなる。このように、この点も危惧をしているということが報道されました。そこで、今、進めています世代間交流施設、この建設工事には影響はないのか、この点で少しお伺いします。

○議長（米本義博君） 下岡企画政策課長。

〔企画政策課長 下岡真由美君登壇〕

◎企画政策課長（下岡真由美君） （仮称）世代間交流施設の建設工事に対する影響につきまして、お答えいたします。近年、国際的な原油価格の高騰やそれに伴う物価上昇が様々な産業に影響を与えていることは、広く認識されているところでございます。林議員が懸念されておりますとおり、建設業界におきましても、鋼材といった主要資材に加え、断熱材、防水材、塩化ビニール管、樹脂サッシなど、石油化学製品を原料とする多くの建設資材が価格上昇や供給不足の影響を受けており、本町としても深刻な問題として受け止めております。建設資材の価格高騰は、工事費の増加に直結するだけでなく、資材の供給不足による受注停止や出荷調整、納期遅延による工期の延長といった問題を引き起こす可能性もございます。しかしながら、現在進めております、（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業につきましては、基本設計が終了し、現在、詳細設計を行っているところでございますので、まだ資材を発注できる段階には至っておりません。資材価格の変動や供給状況は流動的であり、今後の原油市場の動向によっても大きく左右されることから、これらの影響が本事業に対して具体的にどの程度及ぶかについては、現時点で見通すことは困難な状況でございます。今後の対応といたしましては、事業者と連携し、資材価格の推移や供給状況を注視するとともに、資材の早期確保や適切な工程管理に努めてまいります。また、万が一影響が生じる場合につきましても、本事業への支障が最小限となるよう、速やかな対応と適切な調整を図るとともに、資材価格の著しい変動が生じた場合に契約金額を見直すことができるスライド条項の適切な運用を図り、受注者が不当な負担を強いられることのないよう、適切な契約環境の維持に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 11 番議員（林茂君） 答弁を頂きました。全くその通りだというふうに感じています。できるだけ契約金額内で収まるような、そういう状況が作られることを切に願っています。

それでは2点目です。自然再生可能なエネルギーに転換をすることです。これ、今の中東情勢の主な核で、問題で、あります。中東情勢の悪化で、事実上の封鎖状態にあるホルムズ海峡は、エネルギー輸送の動脈です。ここを通過する一極集中型の資源に依存し続ける限り、一たび戦火が上がれば、食料品や光熱費の値上げ、輸送コストの跳ね上がりとなって、私たちの生活を直撃をします。中東の原油への依存度が高い日本は、ガソリン価格の抑制に巨額の補助金を投じ、石油備蓄を放出しています。日本では石炭火力発電の稼働制限が、4月から1年間解除されます。二酸化炭素を多く排出するため、運転を抑制してきた旧型の発電所です。再エネは欠かせない防衛策。目先の価格を抑えるだけではなく、2度とエネルギー危機に揺さぶられない、この社会への投資であります。世界を見てみますと、世界では再エネが伸び続けて全発電量の約34パーセントを占め、電力源ではトップです。原発は約9パーセントです。発電コストを見ると、国際的には太陽光や風力発電が原発の4分の1から3分の1です。危険な原発に固執する必要はありません。再生可能エネルギーは、もはや気候対策ではなく、私たちの生活と国を守るための安全保障上の戦略であります。こういうふうに思います。まさしく、気候対策でなくて、私たちの生活と国を守る安全保障上の最大の、ここに大切な、それが再生可能エネルギーの転換だと、こういうふうに思います。この点を踏まえて、次の3点について実施できないか伺います。まず1点目です。第2浄水場の更新整備事業工事費47億7,944万円。これは予算です。今、太陽光発電設備をこの整備事業に導入できないか伺います。なぜ、私は太陽光発電設置にこだわる質問を続けてきたのかということで、改めて太陽光発電の導入による主なメリットと目的について5点紹介をします。1点目は電力コストの削減、上水道は大量の電力を消費する施設です。太陽光発電による自家消費を行うことで、商用電力の購入量を直接減らすことができます。2点目、売電による収益化。余剰電力の売電や屋根や遊休地を事業者に出すPPA電力販売契約、この方式によって新たな収益を施設の維持管理費などにあてることができます。3点目です。災害時の電源確保、停電時や災害時において非常用電源として浄水、給水ポンプを稼働させるための自立電源として機能するわけでございます。4点目は、CO₂排出量の削減です。水道事業における温室効果ガスの削減目標を達成し、環境にやさしい浄水場を実現できます。5点目です。環境省も積極的に導入を推進をしています。補助金も出るわけですから、太陽光発電設備をこの施設に導入できないかどうか伺います。

○議長（米本義博君） 畦地上下水道課長。

〔上下水道課長 畦地英志君登壇〕

◎上下水道課長（畦地英志君） 第2浄水場更新整備事業における太陽光発電設備導入に関する御質問についてお答えします。公共施設への太陽光発電設備導入にあたりましては、設置場所の確保、建物の構造上の制約、そして、長期的な視点での経済合理性などを慎重に見極める必要があります。まず、設置スペースの問題です。新浄水場は、配水池や配水ポンプ施設などが敷地全体に配置される計画となっており、太陽光パネルを設置するための十分な面積を確保することが極めて困難です。次に、配水池などの屋根への設置における建物の構造上の問題です。配水池や配水ポンプなどの屋根に太陽光パネルを設置するためには、建物の構造的検討を改めて行い、パネルの重量や風圧に耐えうる対応を行う必要があります。さらに、建物の耐震設計の見直しも必要となります。これらの対応を実施するためには、相当な期間と費用を要し、現状の整備計画を大きく変更しなければなりません。また、配水池は衛生管理上、屋根の定期的なメンテナンスが必要となる場合があります。太陽光パネル設置により、これらの作業が著しく困難になることも懸念されます。このような理由から、新しく整備する第2浄水場への太陽光発電設備の設置は困難であると判断しており、現時点では、新浄水場における導入は予定しておりません。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問をいたします。今、困難な、導入に対する困難な面をいろいろと述べていただきました。そこで資料として、徳島市の取組、これを掲載しています。第十堰の上水道ですね。この、やっぱり観点がいるんじゃないかと思います。この点では非常に高く評価されています。この徳島市の取組というのは。ホームページでも広く、皆さん方に知らせているわけです。それから。もう1点、今回、藍住町の世代間交流施設、ここに3億円かけてようやく太陽光発電の導入をすると、設置をすると、こういうことで、この議会に提案されています。事業目的です。改めて、もう御存じと思うんですけどね。こういう事業目的ということをしていますね。「新築する施設に高効率空調機器類や再生可能エネルギー設備等を導入することによって、公共施設の省エネルギー化・創エネルギー化による地球温暖化対策の推進を図る。」と、事業を位置づけています。「年間の一次エネルギー消

費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」です、と導入する意義と目的を明らかにしているわけです。非常に、重い決断で、そしてまさしく、これが国のそのものの方針を踏襲をしてると。私はこの点で、この第2浄水場の整備事業にも、世代間交流施設と同様の目的なり、意義をやっぱり踏襲すべきだとこのように思うわけです。これが1点目です。それから2点目、これ国の方針との関係でいいです。これは、今まで議会でたびたび私は質問の中で引用したと思うんですけど、2点目です。太陽光パネルの設置が2021年6月に国や地方自治体が所有する公共施設の建物や土地に対し、太陽光パネルの設置が義務づけられました。これは御存じのとおりです。そして、その次です。2030年度までに50パーセントの導入です。そして、2040年には100パーセントの導入が目標になっているわけです。2040年が最終年度です。ですから、こう見ますと、14年後には、全ての公共施設ですね、太陽光パネルの設置をしなければならないということです。ですから、もちろん、学校の施設等も含めてです。そういう点で、建築物が完成してからでは、遅すぎるんでないかと。計画がある建築物から設置を改めて検討していくと、こういうことが今、求められているんでないかとこのように思います。ぜひ、この点、再度、答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 畦地上下水道課長。

〔上下水道課長 畦地英志君起立〕

◎上下水道課長（畦地英志君） お答えをいたします。ほかの自治体の事例では、敷地内の未利用地や浄水場及び配水池の建屋上部などを活用して太陽光発電設備が設置をされています。特に、広大な敷地を有する浄水場や未利用地を活用したメガソーラーといった大規模な発電設備を設置する事例も多く見受けられます。しかしながら、本町における新浄水場への太陽光発電設備の設置につきましては、先ほども御答弁させていただきましたとおり、現時点では技術的、物理的な制約が大きいと判断し、予定はしておりません。本町におきましても、再生可能エネルギーの導入の重要性は認識をしており、これまでも、施設内の照明を順次、LED照明へ切り替えるといった省エネルギー化の取組を進めております。今後も様々な対策を検討してまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁いただきました。そのような考えで、現在、工事を

進めておられるということです。それでは、その次の質問です。町は、住宅用の太陽光発電システム等普及促進補助事業を実施できないか伺います。以前の議会でも質問をいたしました。伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。エネルギー自給率の向上や温暖化対策における再生可能エネルギーの重要性は、十分、認識しております。しかし、住宅用太陽光発電や蓄電池の導入には、依然として課題が残されています。住宅密集地における反射光、反射熱による近隣トラブルの懸念に加え、将来的なパネル廃棄時の環境負荷や処理コスト、そして個人の維持管理費といった経済的負担の問題も無視できません。こうした設備は、導入による利点とリスクを個人が総合的に判断して設置すべきものと考えており、現時点において、町独自の助成事業を実施する考えはございません。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

● 1 1 番議員（林茂君） はい、再問いたします。利点とリスクについて、今、答弁いただきました。それでは、他町はこの利点とリスクを乗り越えて、太陽光発電促進補助事業を推進をしています。幾つかちょっと紹介します。徳島県内では、9つの自治体が、この太陽光発電普及促進補助事業を実施をして、非常に好評です。徳島市は一律5万円、鳴門市は上限5万円、阿南市は一律7万円、阿波市は一律5万円、海陽町は1キロワット当たり4万円、上限16万円です。それから、美波町1キロワット当たり7万円、ここは上限が30万円です。松茂町は1キロワット当たり2.5万円、上限がここは10万円です。お隣の北島町は1キロワット当たり7万円、上限なしであります。上勝町は対象経費の4分の1以内、または、1キロワット当たり5万円、上限20万円。このように実施をして、非常に住民の皆さんから喜ばれているわけです。そんな、今、紹介しましたように自治体の補助金額から、自治体の補助金額からお分かりのことと思いますが、藍住町の財政に大きな影響を与えるようなとは思われません。この点で、やはり、今の利点とリスクいわれましたが、再検討をやっぱりしていくべきでないかと。それが今の行政の流れでないかと、こういうふうに思いますが、再答弁をお願いします。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） ただいまの再問にお答えをいたします。先ほどの答弁でも申し上げました。議員さんのおっしゃるように、利点とリスク、これを総合的に判断されて、個人の皆様が太陽光発電を導入されたものと認識いたしております。その補助金につきましては、それがあからそういう判断になったのか、そこら辺の検証もできておりません。いうようにですね、その重要性の認識をしておるんですけれども、現在、同じ答弁になるので繰り返しませんで導入の予定はございません。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） よく分かりました。いろんな角度から、再度、私も提案をしていきたいというふうに思います。

なお、念のために、実施をしている自治体の、そういう各課の方からの声も1度聞いてみてください。その次、質問いたします。町は、電気自動車等の普及促進事業を実施できないか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。脱炭素社会の実現に向け、電気自動車が有効な手段の1つであることは承知しております。一方で、充電スタンドの設置場所がまだ限られているなど、誰もが安心して利用できる環境が十分に整っているとは言い難く、日常生活における利便性や財政、効率性の観点から、多くの検討事項がございます。また、限られた財源の中で特定の車両購入を公費で支援することにつきましては、公平な予算運用の面からも慎重な判断が必要です。したがって、現時点においては、町独自の助成事業を実施する予定はございませんが、国の施策や電気自動車を取り巻く状況など情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） はい。答弁いただきました。

なお、念のために、電気自動車、これ北島町でも実施をしていますので。

それでは続けて、3点目、質問いたします。物価高騰から町民の皆さんの暮らし

を守る対策をどういうふうに藍住町として実施をしていただくかということこれから申し上げたいと思います。中東情勢の悪化というのは、中小業者の経営と国民生活を脅かしています。なぜなら、中小企業が雇用の約7割を担っています。地域の働き口の大部分を支えています。中小業者の賃上げや待遇改善が進まないと家計の所得も伸びにくく、さらに働く人の4割が現在、非正規雇用でございます。一方で家計の消費が冷え込むと、中小の小売、飲食サービスの売上も伸びないと、こういう悪循環が、今、続いているわけです。2026年の6月は、食料品を中心に前月から約1.3倍となる1,000品目以上の値上げです。原材料の高騰、円安を背景に私たちの生活に身近な商品で集中的に実施をされています。特に、低所得者世帯や単身高齢者、子育て世帯などでは、暮らしが一段と厳しくなってます。町民の暮らしを支えるために、次の要望を実施できないか伺います。7項目でございます。この7項目の要望に対しては、町の財政負担が幾ら必要なのか、資料請求をしています。答弁と同時にお願いします。①県内16市町村で中学給食無料化が実施されています。本町でも中学生の学校給食費を無償にできないか。無償化した場合の財政負担額についても伺います。答弁をお願いします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 答えいたします。今年度から、公立小学校の給食費無償化が始まっており、県内でもこれに併せて、中学校の給食費を無償化している市町村があることは承知いたしております。本町では、中学生及び幼稚園の給食費について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰等による給食費の上昇分を公費で負担することにより、保護者の皆様に負担いただく給食費を据え置くこととしております。中学校の給食費を無償化にした場合の財政負担額については、現在の給食費305円に令和8年度の1食当たりの補填見込額87円を加算した1食当たりの単価392円を生徒数1,034人、年間食数190食で計算をいたしますと、約7,700万円が必要となります。今後のさらなる物価上昇や町財政の見通しを勘案すると、現時点での中学校の給食費無償化は厳しいと考えておりますが、児童生徒の健全な成長を支え、食育の推進や地域食材への理解を深める役割を持つ学校給食の質と量の維持に努めてまいりたいと考えております。

なお、国においては、小学校の給食費無償化に続き中学校の給食費無償化も検討されておりますが、開始時期が未定であるなど詳細は不明につき、引き続き、国の

動向を注視してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。全体で7,700万、このような費用があるということで、国の動向を見ながら注視をしていくと、こういう答弁でありました。2点目、経済的に困難な世帯に学用品とか給食費が支給される就学援助、この就学援助費、この制度があります。この普及をさらに進めて欲しいと思います。現在の申請状況を教えてください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 就学援助費の普及と申請状況についてお答えいたします。就学援助制度は、経済的な理由で小中学校に通うことが困難な家庭に対し、学用品や給食費、修学旅行費などを支援する制度となっております。対象は、生活保護を受けている世帯や所得が生活保護基準の約1.3倍以下の世帯、児童扶養手当受給世帯となっております。令和5年度の申請者数は374人、うち認定者は351人、認定率は93.9パーセント。令和6年度の申請者数は397人、うち認定者は343人、認定率は86.4パーセント。令和7年度の申請者数は368人、うち認定者は333人、認定率は90.5パーセントとなっております。

なお、令和8年5月末現在の認定者数は303人、認定率は88.9パーセントとなっております。就学援助制度の周知方法につきましては、毎年2月に小中学生の保護者及び次年度に小学生となる未就学児童の保護者全員に案内するほか、ホームページにも掲載をしております。教育委員会の窓口で申請を受け付け、世帯員の状況等を聞き取るなど正確な認定事務に努めております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 就学援助の普及については、教育委員会がかなり努力をしてくださっていることに感謝しています。そこで、その次、3点目であります。就学援助の申請についてですけど、オンライン申請を導入できないかと。事務的な。こういうふうに考えるんですが、いかがですか。お伺いします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 就学援助のオンライン申請導入の検討についてお答えをいたします。就学援助制度のオンライン申請については、24時間いつでも、どこからでも申請可能、役場へ行く手間と費用がかからない等のメリットがある一方で、申請書類に不備があった場合に審査に時間がかかる、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンやパソコンが必要になるなど事前準備に手間がかかるといったデメリットがあると言われています。

なお、近隣市町村では、オンライン申請を導入している事例はありません。本町においては、現時点で検討は行っておりませんが、窓口において、世帯員や収入の状況などを丁寧に聞き取りながら正確に記入をしていただくことで、迅速かつ正確な審査、認定を行ってまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） ただいまの答弁で、状況はよく分かりました。4点目です。子どもはぐくみ医療費の助成があります。これは通院の場合は3歳児から、1レセプトにつき600円必要です。15の市町村が自己負担分を免除しています。本町でも無償化できないか、無償化した場合の財政負担額についても伺います。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 子どもはぐくみ医療費助成制度について、本町においても無償化を実施できないかとの御質問を頂きましたので答弁をさせていただきます。本町では、制度対象年齢のうち、3歳以上の方については、通院1レセプト当たり600円の自己負担をお願いをしているところでございます。現在、町のほうにおいて、県内の状況を把握している状況で申し上げますと、条件付きの自治体を含め、17団体が無償化を実施しており、本町を含め7団体が自己負担をお願いしている状況でございます。子どもはぐくみ医療費助成には、令和8年度当初予算で約2億2,500万円、一般財源ベースで申し上げますと、約1億1,300万円を計上しておりますが、1レセプト当たり600円の自己負担分に対しましては、県の補助金がございますので、公費負担するとなりますと、町の一般財源ベースで年間約2,800万円の追加負担が必要となります。本町の子育て支援に関しましては、先ほど元木議員への答弁でも触れましたとおり、この7年間で認可保育所を6施設から10施設へと増設し、利用定員も618人から882人へと大幅に拡

大してまいりました。また、保育料につきましても、令和7年9月から認可保育施設に通う0歳児から2歳児の保育料の一部無償化を実施しており、さらに、令和8年度から認可外保育施設にも対象を拡大し、保護者の経済的負担の軽減を図っているところであり、これら無償化に要する一般財源は約5,200万円を見込んでおります。さらに、令和8年度から産後ケア事業を拡充し、利用料を2割負担から1割負担に引き下げるとともに、住民税非課税世帯等については無料にするなど、より利用しやすい制度へと見直しを行ったところです。このように、本町では、働きながら子育てができる環境、そして、安心して子供の成長を見守っていける環境を整備、維持するために相当の財政投入を行っているところでございます。子育て支援は、多様な施策が関連していることから、施策を単一的に判断せず、国、県の制度改正や補助制度の動向を注視しつつ、町全体の施策のバランスを踏まえて総合的に判断する必要があると考えておりますので、現時点におきましては、議員御提案の無償化を実施する予定はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。初めて聞きました。子供政策というのは、総合的に考えるべきだって。こういう答弁でありました。ですけど、先ほども質問の中で明らかにしましたけど、15の市町村が自己負担分を免除しているということだけは肝に銘じてください。

次の質問。5点目です。水道料金の基本料金を3か月減免できないか。で、減免した場合、町の財政負担額を伺います。

なお、物価高騰対策として、鳴門市が6か月分、北島町が5か月分、水道料金の基本料金を全額免除しています。申請は不要です。答弁をお願いします。

○議長（米本義博君） 畦地上下水道課長。

〔上下水道課長 畦地英志君登壇〕

◎上下水道課長（畦地英志君） 水道料金の減免に関する御質問についてお答えいたします。水道事業は、町民生活に欠かせないインフラであり、安定的な供給を維持するためには、継続的な設備投資及び維持管理経費が不可欠です。水道料金は、こうした事業運営に必要な経費を受益者負担の原則に基づき、利用者の皆様からいただく料金で賄うこととなっております。御質問の水道料金の基本料金を3か月間減免した場合、本町水道事業においては、約2,000万円の減収が見込まれ、水

道事業の財政運営に大きな影響を与える金額でございます。水道事業を取り巻く環境は、昨今の物価上昇に伴う資材費などのコスト増加や将来的な施設の更新、老朽化対策、耐震化対策への投資など、持続的な給水を行っていく上で、極めて厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、水道料金の見直しを含めた事業の在り方について、これから検討を進めていく予定としております。以上のことから、水道料金の基本料金の減免につきましては、現時点では実施を考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。それでは、その次の質問に。6 点目です。物価高騰で、こども食堂の運営は一層厳しさが増しています。本町から補助金を支給し支援できないか伺います。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） こども食堂への補助金支給についての御質問にお答えさせていただきます。こども食堂につきましては、地域における子供の居場所づくりや、食を通じた見守り、交流の場として重要な役割を果たしていただいていると認識しております。こうした地域での貴重な取組の意義は理解しておりますが、本町におきましては、現時点で、こども食堂を対象とした独自の補助金制度を設ける予定はございません。今後、国や県から自治体の取組に関する方針等が示された際には、それらの内容を踏まえ、本町としてどのような対応が可能か整理してまいりたいと考えております。一方で、物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯への支援は重要であると考えております。このため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1 8 歳までの子育て世帯の児童及び6 5 歳以上の高齢者を対象に5, 0 0 0 円分の商品券をお届けする、高齢者・子育て世帯向け物価高騰対策商品券事業を本年9 月に実施することとしております。また、教育委員会におきましても、物価高騰対策として、小学校給食費無償化物価高騰対策支援事業や幼稚園・中学校給食費保護者負担抑制物価高騰対策支援事業を実施することとしております。このように、本町といたしましては、全ての子供たちが恩恵を受けられる事業や物価高騰に直面する子育て世帯を支援する事業に限られた財源を集中させ、実効性を高めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） 答弁いただきましたが、私が質問したのは、こども食堂の運営に本町から補助金を出すのかどうかということです。ですから、その点に絞って明確に答弁をしていただきたいと。

なお、板野郡内では松茂町がこども食堂に、安定して運営ができるように、補助金をしてます。開設経費は初年度のみですが、上限 10 万円、運営経費は上限 50 万円。

○議長（米本義博君） 林茂君。再問ですか。

〔林茂君より、「いや、こういう状況を報告書しよんです。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 今は一般質問ですので。

〔林茂君より、「はい。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 控えてください。

〔林茂君より、「はい、分かりました。それではまた、次回に。」の声あり〕

● 1 1 番議員（林茂君） では、最後の質問にいきます。町のごみ袋無償配布を生活保護世帯、母子家庭、身体障害者、寝たきり老人、乳幼児の 0 歳から 1 歳まで実施をしていますが、無償配布の枚数を引き上げできないか。現在の無償配布の状況、財政負担をお願いします。以上です。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。本町では、生活保護受給世帯や住民税非課税世帯のうち、障害者世帯、ひとり親世帯などで一定の要件を満たす世帯に対し、経済的負担の軽減を目的として、指定ごみ袋制度を導入した平成 20 年からごみ袋の無償交付を実施いたしております。先に資料請求を頂きましたとおり、令和 7 年度の交付実績につきましては、1 歳未満の乳児がいる世帯への子育て支援としての無償交付が 272 件、2 万 7,200 枚。それ以外の要件による交付が 382 件、2 万 1,660 枚となっております。また、これに関する財政負担は、ごみ袋製造委託費のほか、焼却費への財源充当なども考慮し、約 122 万円と算出いたしております。現在の交付枚数につきましては、世帯人数に応じて、1 人世帯

40枚、2人世帯60枚、3人世帯80枚、4人世帯100枚を交付いたしております。また、1歳未満の乳児がいる世帯につきましては、子育て支援の観点から、世帯の所得要件に関わらず該当のお子様1人1回限り100枚を交付しております。本町の燃やせるごみの収集日は年間約100日でございます。100枚を交付している4人世帯以上及び1歳未満の乳児のいる世帯につきましては、収集日ごとに1袋排出した場合、ほぼ1年分に相当する枚数となっております。また、40枚お配りしている、お1人世帯につきましても、ごみの排出状況によっては、週に1回程度の排出としていただいている場合、40日分であり、ある程度までは支援ができているものと考えております。現在の交付枚数につきましては、制度創設時から対象世帯のごみの排出実態等を踏まえ、一定の支援効果を確保できるよう設定しております。このため、現時点では現行の交付基準を維持させていただきますが、今後も制度の利用状況やごみ処理経費の推移、財政状況等を総合的に勘案しながら、適切に制度運営に努めてまいります。以上、答弁いたします。

〔副町長 加藤弘道君挙手〕

○議長（米本義博君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君起立〕

◎副町長（加藤弘道君） すいません、先ほどのこども食堂の質問に対する答弁のことなんですけど、もし、よろしければ小休を取っていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） では、小休いたします。

午後2時28分小休

午後2時33分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、一般質問を再開します。

林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） こども食堂に対するですね、補助金は支給しないと、このような答弁を頂きましたので、訂正します。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） はい。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（米本義博君）　ここで、小休します。

午後 2 時 3 4 分小休

午後 2 時 4 0 分再開

○議長（米本義博君）　小休前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、2 番議員、栗島和義君の一般質問を許可します。

栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

● 2 番議員（栗島和義君）　栗島和義でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。それでは、質問に移らさせていただきます。本年、第 1 回定例会におきましては、認知症の人が安心して暮らせる地域社会の実現に向けた施策の一層の推進について質問をいたしました。認知症になる前段階での予防についても非常に重要であると考えます。そこで、今回は加齢性難聴について質問させていただきます。加齢によって耳が聞こえづらくなる加齢性難聴は高齢化の進展に伴い、今後、ますます重要となる課題です。高齢者の難聴は単に聞こえにくいという問題にとどまらず、人との会話や地域活動への参加機会の減少を招き、社会的孤立につながることを懸念されております。近年では、難聴が認知症や鬱、フレイル、要介護状態へのリスク要因の 1 つであることも指摘されており、また、加齢性難聴は進行の具合に個人差はあるものの、誰にでも起こりうる課題であり、軽度以上の難聴がある人は、65 歳以上で急増し、70 代前半で男性の約 5 割、女性は約 4 割を占めると言われております。さらに、総務省の人口推計では、我が国の 65 歳以上の高齢者割合は 29.4 パーセントと過去最高を更新しており、今後も加齢性難聴への対応の重要性はさらに高まるものと考えております。本町では、認知症予防やフレイル予防、健康寿命の延伸に向けた様々な施策が進められておりますが、高齢化が進む中、聞こえの問題もこうした施策と密接に関わる重要な視点であると考えております。聞こえづらさによって外出や交流の機会が減少すれば、身体機能や認知機能の低下にもつながりかねません。こうした加齢性難聴への対応は、地域共生社会の実現を図る上でも極めて重要な施策であると考えますが、本町として加齢性難聴をどのような課題として認識しているのでしょうか。まず、お伺いいたします。

○議長（米本義博君）　上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問について、お答えいたします。
令和6年9月13日に閣議決定された高齢社会対策大綱では、加齢に伴う難聴などへの対応として、「難聴は生活や社会参加の範囲を狭め、フレイルや認知症等のリスクを高める要因となり得るなど、高齢期の生活に及ぼす影響が大きい」と明記されております。本町におきましても、聞こえの問題は、高齢期における生活機能の維持や社会参加に影響を及ぼし得る課題であると認識しております。こうした状況を踏まえ、本町では今年度より、高齢者の方の聞こえの改善を支援するため、補聴器本体の購入費用の一部を助成する高齢者補聴器購入費助成金交付事業を開始いたしました。この事業は、聴力機能の低下により、日常生活に支障が生じている高齢者の方に対し、聴力低下に伴う閉じこもりや認知機能の低下を防ぐとともに、積極的な社会参加や地域交流を支援することを目的として実施しているものでございます。助成要件を満たす方に補聴器の購入を後押しすることで、健康で自立した生活の維持につなげ、さらには、生活の質の向上が図られることを期待しているところでございます。また、現在、住民の方から難聴に関する相談があった場合には、相談支援を担う担当部署や専門職につなぎ、相談内容に応じて専門医療機関への受診勧奨や必要な支援につなぐ対応も行っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。ただいまの御答弁で、加齢性難聴について高齢期における生活機能の維持や社会参加に影響を及ぼしうる課題であるとの認識が示されました。また、本年度より高齢者補聴器購入費の補助金、この制度も開始されており、さらに、住民の方から難聴の相談があった場合には、担当課や専門職員につないで相談内容に応じて、医療機関等への受診支援につなぐ対応を行っているとの御答弁でした。そこで、これまで住民の方から難聴に対して実際にどのような相談が寄せられてきたのか。また、その相談に対して具体的にどのような形で医療機関への受診勧奨や必要な支援につなげてきた事例があるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） それでは、ただいまの再問にお答えいたします。
本町では、住民の方から難聴に関する相談が寄せられた際には、地域包括支援センターや保健センターにつなぎ、保健師等の専門職が聞こえの状況や生活上の困りごとを丁寧に確認しております。その上で、必要に応じて耳鼻咽喉科などの専門医療機関への受診を勧奨し、個々の状況に応じた支援につなげております。具体的な相談事例としましては、地域包括支援センターの職員が自宅訪問時や来所相談時に、御本人から聞こえにくいとの訴えを受けたケースや、支援の過程で電話での会話が成立しないなど、日常的な支援の場を通じて聞こえづらさを把握したケースでございます。これらの場合には、医療機関の受診を促すとともに、補聴器の活用や生活上の配慮に関する助言など、必要な支援につなげております。また、医師から補聴器の使用を勧められた方や、補聴器の使用を開始された方に対しましては、補聴器の効果や適切な使用方法、メンテナンスの必要性などについて助言を行い、補聴器を適切に活用できるよう支援しております。さらに、介護予防マネジメントにおきましては、聞こえづらさの状況を踏まえた支援計画を作成し、必要に応じて介護予防サービスにつないでおります。サービス利用時に不便が生じることのないよう、事業所と連携しながら、聞こえの状況に配慮した介護予防支援の提供に努めているところでございます。以上です。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 加齢性難聴は徐々に進行するために本人が変化に気づきにくく、家族や周囲からの指摘によって初めて自覚するといったケースも少なくありません。また、年齢によるものだから仕方がないと受診や相談をためらうことで、人との会話や外出の機会が減少し、社会的孤立や閉じこもり、さらには、フレイルや認知症リスクの高まりにつながる、こういったことも指摘されております。一方で、早い段階で聞こえの変化に気づき、適切な相談や受診、必要な支援につなげることができれば、高齢者の生活の質の維持や社会参加の継続にも大きくつながるものと考えます。そのためには、本人への周知だけではなく、日常的に接する家族や地域の方々が、聞こえの変化は支援につながるサインかもしれないという認識を持つことも重要です。その上で、本町では、様々な介護予防事業や高齢者支援事業が実施されておりますが、こうした既存事業の中に聞こえに関する啓発を取り入れることは、早期発見、早期対応を進める上で有効であると考えます。そこで、お

伺いたします。本町として、加齢性難聴について本人だけではなく、家族や地域住民も含め、聞こえの変化に早期に気づき、適切な支援につなげるための理解促進について、今後どのように周知啓発を進めていくお考えでしょうか。お答えください。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問について、お答えいたします。加齢性難聴につきましては、先ほども申し上げましたとおり、加齢に伴う聴力低下が日常生活におけるコミュニケーションや社会参加に影響を及ぼし得ることから、注意すべき課題であると認識しております。住民の皆様に対し、その特徴や早期対応の必要性について、理解を深めていただくことは有意義であると考えており、広報紙やホームページ、介護予防教室など、既存の機会を活用しながら、どのような形で周知、啓発を行うことが適切であるのか、その在り方について検討してまいります。また、現在、実施しております介護予防教室の1つである音楽介護予防教室におきましては、聞こえを大切にする視点に触れながら音楽を通して気づくことのできる加齢性難聴のサインを紹介し、該当する場合には、医療機関への相談を促すなど、早期発見につながる啓発に取り組んでいるところでございます。このような既存事業を活かしたアプローチも住民の皆様の理解促進に寄与するものと考えております。一方で、加齢性難聴には医学的判断や専門的対応を要する部分が多いこと、また、高齢者の補聴器購入に関するトラブル防止の観点も必要であることから、周知、啓発にあたっては慎重な判断が求められる側面もございます。このため、医療機関、地域包括支援センター、福祉課、保健センター、消費生活センター、社会福祉協議会などの関係機関との連携を図りつつ、周知、啓発の内容や方法について適切な在り方を見極めてまいりたいと考えております。以上のとおり、加齢性難聴に関する周知、啓発につきましては、その必要性を認識した上で、関係機関との連携の在り方も含め、本町としてどのような取組が可能であるのかを検討し、早期発見、早期対応につながる理解促進に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 先ほども申しましたが、加齢性難聴は本人が気づきに

くい場合も多くあります。早期発見や早期対応につなげるためには、地域の中で気軽に聞こえの状態を確認できる機会を設けることも重要ではないかと考えます。近年では、スマートフォンやタブレット、これを活用し、簡単に聞こえの状態を確認できるアプリなども普及しており、専門機関に行く前の気軽なチェック方法として注目されております。さらに、こうした取組は、認知症予防や介護予防に加え、高齢者の社会参加の促進や生活の質の向上にもつながる有効な施策であると考えます。また、高齢者を対象とした聞こえの健康チェックを介護予防事業の場などで実施することも非常に有意義ではないでしょうか。例えば、簡易的な聴力チェックアプリの導入や聞こえに関する相談窓口の案内などを併せて行うことで、早期発見、早期支援につなげることができるのではないかと考えますがいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問について、お答えいたします。加齢性難聴は御指摘のとおり、本人が自覚しにくく、対応が遅れることでコミュニケーションの低下や社会的孤立につながり、認知症やフレイルのリスクとも関連するといわれております。そのため、地域の中で気軽に聞こえを確認し、相談につなげられる環境づくりは重要であると認識しております。

なお、議員御提案の聞こえの健康チェックにつきましては、住民の皆様が自身の聞こえの状態を把握しやすくする取組として、一定の意義があるものと受け止めております。しかしながら、導入にあたりましては、チェックにより加齢性難聴等が疑われた方を専門の医療機関につなぎ、適切な支援が受けられる体制を確保しておくことが不可欠でございます。加齢性難聴と診断され、補聴器を使用する場合には、厚生労働省や日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会におきましても、補聴器相談医である耳鼻咽喉科医への相談が勧奨されております。同学会のホームページによりますと、徳島県内の補聴器相談医は35名で、町内では1名にとどまっている状況でございます。こうした現状を踏まえますと、聞こえの健康チェックを導入するにあたり、まずは、地域の医療機関における受け入れ体制の確認や医師会との調整を進めていくことが必要であると考えております。また、評価方法の妥当性、実施体制、費用負担など整理すべき課題も多く、現時点では、導入の可否を判断する段階には至っておらず、引き続き検討を要する状況でございます。

なお、地域包括支援センターや保健センターなどの専門職につきましては、加齢性難聴に関する知識や支援経験を有しておりますが、難聴がコミュニケーションの低下や社会的孤立を通じて認知症やフレイルのリスクに影響する可能性につきましては、今後さらに、認識の共有を図ってまいりたいと考えております。さらに、社会福祉協議会やフレイルサポーターなど、地域で高齢者と接する機会の多い関係者につきましても、こうした知見を共有し、聞こえの変化に気づける視点を持つていただくことが重要であると考えております。こうした知見の共有や関係者の理解促進につきましても、聞こえの健康チェックの検討と併せて取り組むべき課題として位置づけ、整理してまいります。今後とも、住民の皆様の健康維持に資するよう、可能な範囲から段階的に、その在り方について検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。地域の中で気軽に健康の状態を確認し、必要に応じて相談や受診につなげられる環境の整備について、そしてまた、聞こえの健康チェックについてもその意義を認める御答弁いただきました。一方で、導入にあたっては、まずは、地域の医療機関や医師会との調整を進めていくことも必要であるとのことでした。しかしながら、聞こえへの関心を高め、早期の気づきや相談につなげる取組を1日でも早くこれを実施させるために、簡易的なチェック項目を活用した啓発資料を作成、配布するなど、聞こえに関する普及制度啓発をまずは先行的に進めることができないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの再問にお答えいたします。御提案の加齢性難聴に関する啓発の先行実施につきましては、住民の皆様の理解を深め、早期の気づきにつながる有効な取組であると認識しております。一方で、簡易的なチェック項目を示す場合でも、その結果を受けて、相談を希望される方に適切に対応できる体制を事前に整えておく必要があります。このため、医療機関との連携が重要であると考えております。しかしながら、御指摘のとおり、取組を一步でも前に進める観点から、まずは加齢性難聴の特徴や聞こえの変化に気づくポイント、相談先など基本的な情報について、広報紙やホームページ等を活用した啓発を検討してま

います。また、他の自治体や関係団体のチェックリスト等を参考に、町として紹介可能な内容を整理しつつ、医療機関との連携体制の確認や聞こえの健康チェックの導入に向けた課題整理を行い、啓発についても可能な範囲で段階的に進めてまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 聞こえの問題は、これ、医療機関だけでの対応には限界があると思います。そのため、様々な関係機関が連携し、地域全体で変化に気づき、適切な支援につなげていく体制づくりも重要です。特に、認知症施策やフレイル予防施策と一体に取り組むことで、より早期の気づきや継続的な支援につながるのではないのでしょうか。また、地域包括支援センターによる相談支援や認知症地域支援推進員の活動などと連携することで、聞こえの問題を早期に把握しやすい環境づくりにもつながると考えます。そこで、加齢性難聴の早期発見、早期対応を図るため、地域包括支援センター、医療機関、そして認知症支援機関などとの切れ目のない相談支援体制の構築に向け、本町として、今後、どのような連携体制の構築に取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問について、お答えいたします。加齢性難聴は御指摘のとおり、本人が気付きにくい場合も多く、医療機関のみでの対応には限界があることから、認知症施策やフレイル予防施策と連携しながら取り組むことが、より早期の気づきや継続的な支援につながるものと認識しております。本町におきましても、地域包括支援センターによる相談支援や認知症地域支援推進員の活動など、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者が聞こえの変化に気づきやすい環境づくりを進めていくことが大切であると考えております。また、加齢性難聴に関する課題を早期に把握し、適切な支援につなげていくためには、医療機関、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェや家族会などの地域支援団体といった多様な関係機関が必要な情報を共有しながら連携していくことが重要であると考えております。こうした連携を通じて、加齢性難聴の早期発見から支援につながる切れ目のない相談、支援体制を構築できるよう、可能な範囲から段階的に取組を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

だきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 聞こえの低下によって、地域とのつながりを失い、孤立することがあってはなりません。町民の皆様の暮らしと尊厳を守るためにも、加齢性難聴の早期発見、早期相談体制の充実、そして、必要な支援策の拡充をさらに推進していただきたいと申し添え、次の質問に移らさせていただきます。

災害対策について伺います。災害時には防災行政無線や避難所での呼びかけなど、音声による情報伝達が重要な役割を果たしておりますが、難聴の方や聴覚に障害のある方にとっては、必要な情報が十分に届きにくい場合があるのではないかと考えます。また、聞こえに不安があることは外見から分かりにくく、御本人からも伝えづらいことがあり、結果として支援や情報から取り残されてしまうということも懸念されております。さらに、避難所においては、周囲の音や環境の変化、精神的な不安などにより、普段以上に情報を受け取りにくい状況になることも想定されます。こうした中、誰もが必要な情報にきちんとアクセスできる環境づくりは、誰1人取り残さない防災という観点からも非常に大切なことだと考えます。そこで伺います。本町において、災害発生時の避難情報や注意喚起、さらには、避難所における各種情報の伝達について、難聴の方や聴覚に障害のある方にも分かりやすく、確実に情報が届くよう、現在どのような体制の整備や配慮がなされているのでしょうか。伺います。

○議長（米本義博君） 坂東総務課長。

〔総務課長 坂東麻弥君登壇〕

◎総務課長（坂東麻弥君） 災害時における難聴者等への情報伝達体制についての御質問にお答えいたします。災害時における難聴の方や聴覚に障害のある方への情報伝達は、町民の皆様の命と安全に関わる重要な課題であると認識しております。本町における現在の取組について御説明申し上げます。まず、発災前や避難行動を促す際の情報伝達についてでございます。防災行政無線の音声聞き取りづらい方への対応として、緊急時にはスマートフォン等で文字情報を確認いただけるよう、町公式メール、藍メール及び町公式LINEによる情報発信を行っております。災害時における、確実かつ迅速な情報伝達は、極めて重要でありますので、聴覚に障害のあるなしに関わらず、より多くの方に御利用いただけるよう、登録促進に向け、

積極的に周知を進めているところでございます。次に、避難所における情報伝達についてでございます。避難所内での全体への周知におきましては、音声のみに頼るのではなく、ホワイトボードへの記載や掲示物の活用など、視覚的な情報提供を行うこととしております。また、避難所の迅速な開設と円滑な運営を目的に、本年4月から各指定避難所に避難所開設ガイドを配備しているところでありますが、この中に、筆談に活用できるコミュニケーションシートを備え付けております。このシートは、水性ペンで記入し、ティッシュ等で消して繰り返し使用できるもので、難聴の方との円滑なコミュニケーションに活用することとしております。さらに、御本人のスマートフォン等を活用し、文字入力によるやり取りが可能な場合には、その方法も含め、状況に応じた柔軟な対応を行ってまいります。加えて、避難所内で配慮が必要な方を周囲の避難者や運営スタッフが把握しやすくするため、ヘルプマークの普及啓発にも取り組んでおり、外見からは分かりにくい障害のある方への理解と支援が得られやすい環境づくりを進めております。町といたしましては、平時からの文字情報配信、避難所での視覚的な情報掲示、そして、コミュニケーションシート等を活用した個別対応を組み合わせることで、難聴の方に対する情報伝達体制の充実を図っているところでございます。今後とも、既存の仕組みを着実に運用し、災害時に必要な情報が、確実に伝わるように努めるとともに、誰1人取り残さない避難環境の整備に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。ただいまの御答弁で、避難所における配慮について、現在、ヘルプマークの普及啓発に取り組まれているとのことでありました。このような取組は、支援や配慮を必要とする方への理解を広げる上で大変意義のあるものと理解しております。しかし一方で、避難所という限られた環境の中では、必要とされる配慮の内容が、より具体的に伝わる工夫も必要なのではないでしょうか。そこで、聞こえに関する配慮を分かりやすく示す手段として、耳マークを活用する取組は有効ではないでしょうか。耳マークは聞こえに関する配慮が必要であることを視覚的に示すものであり、例えば、呼びかけの方法や情報伝達の仕方など周囲が必要な配慮を理解しやすくなる特徴があります。こうした表示を避難所で活用することで、周囲の理解がより進み、聞こえに不安のある方々が安心して過ごせる環境づくりの一助になるものと考えます。具体的には、各避難所に耳マ

ークをカード形式などにして備え付け、避難された希望者に対して、受付時などに配布できる仕組みを整備することも有効なのではないでしょうか。もちろん、ヘルプマークの普及を進めていただくということを前提としつつ、このような耳マークの活用について、御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 坂東総務課長。

〔総務課長 坂東麻弥君起立〕

◎総務課長（坂東麻弥君） 栗島議員の再問にお答えいたします。耳マークにつきましては、難聴の方や聴覚に障害のある方への理解を促し、円滑なコミュニケーションにつなげる有効な取組であると認識しており、庁舎窓口につきましても設置をしておるところでございます。避難所におきましても、耳マークを持参していれば、周囲の理解を得やすく必要な配慮や情報伝達につながるものと考えております。一方で、災害時には、切迫した状況で避難を優先する中で、御本人が耳マークを持参できない場合も想定されます。そのため、議員からの御提案を踏まえ、現在、各指定避難所に配備しておりますコミュニケーションシート等と併せて、カード形式の耳マークの備え付けにつきましても導入を進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再々問いたします。ただいまの耳マークの取組について非常に前向きな御答弁いただき、大変心強く思います。避難所における受け入れ体制については、先ほど御答弁いただきましたコミュニケーションシートや耳マークの活用により、さらなる充実が図られるものと期待しておりますが、一方で、災害から命を守るためには、避難所等の整備といった公助だけではなく、自助の観点も非常に重要となってまいります。しかし、難聴の方や聴覚に障害のある方にとっては、発災時にどのツールを使い、どのように正確な情報を収集すればよいのか。こういった情報取得に関する不安を感じておられる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。その上で、先ほど一次答弁で御紹介いただきました、町公式LINEや藍メールなどの活用について、御本人はもとより、御家族や日頃から関わりのある支援者の皆様がこの使い方の理解を共有しておくことで、災害時の安心につながるものと感じております。一方で、こうした情報ツールも普段から慣れ親しんでいなければ、いざというときに十分に活用することが難しい場合もあるのではないでし

ようか。そこで再度お伺いいたします。難聴の方や聴覚に障害のある方、また、その御家族や支援者の皆様を対象に、この自助を促進するといったためにも、防災に関する啓発資料などの作成、配布をし、災害時に利用できる情報手段やその受け取り方、そして行動へのつなげ方、これらについて、より分かりやすくお伝えするような取組ができないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 坂東総務課長。

〔総務課長 坂東麻弥君起立〕

◎総務課長（坂東麻弥君） 栗島議員の再々問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、災害時に自らの命を守り、安全に避難するためには、日頃からの備え、いわゆる自助が大変重要であると認識しております。特に、聴覚に障害のある方や難聴の方にとりましては、災害時の情報収集手段をあらかじめ確保しておくことが重要であり、藍メールや町公式LINEへの登録など、平時からの備えを進めていただく必要があると考えております。そのため、議員御提案にもありましたように啓発資料の作成につきましては、非常に有効な取組の1つであると考えており、今後、関係各課とも連携しながら、窓口での配布を含め検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 本当に災害はいつ起こるか分かりません。しかし、その時に流れる声が聞こえないことで、避難の遅れや孤立につながってしまうのではないかと、そういった不安を感じておられる方が必要な情報から決して取り残されることのないよう、誰1人取り残さない防災の実現に向けた取組をしっかりと押し進めていただきたいと申し添え、次の質問に移ります。

アピアランスケアについてお伺いいたします。近年、がん医療は大きく進歩し、早期発見、早期治療に加え、治療技術の向上などによって、がんと向き合いながら仕事や家庭生活、地域活動を継続される方が増えております。一方で治療に伴う副作用や身体の変化によって、日常生活に大きな不安や負担を抱えている方も少なくありません。薬物療法や手術などによる脱毛や身体の変化は、身体的負担のみならず、精神的な不安や社会との関わりに影響を与えることが指摘されております。そのような中、アピアランスケアは、がん患者の方への心理的な苦痛を和らげ、その人らしく、社会生活の中で今までどおりに過ごすことを支える非常に重要な取組で

す。また、近年では国においても、がん対策推進基本計画の中で、就労支援や社会参加支援の重要性が示されており、アピアランスケアについてもその必要性が高まっております。そこでまずは本町として、がん患者の方へのアピアランスケアについてどのように認識されているのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長。

〔保健センター所長 宮本洋子君登壇〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） アピアランスケア支援について、栗島議員から御質問がありましたので御答弁させていただきます。アピアランスケアとは、がん、その他の治療による外見の変化に対し、医学的、整容的、心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアであると認識しております。令和５年に策定された国の第４期がん対策推進基本計画においては、国はアピアランスケアについて、「患者やその家族等が正しい知識を身につけられるよう、医療従事者を対象とした研修等を引き続き開催するとともに、相談支援及び情報提供の在り方について検討する。」としており、また、「アピアランスケアの充実に向けて、拠点病院等を中心としたアピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制の構築について検討する。」としています。アピアランスケアは必ずしも治療前と同じ姿に戻るのではなく、対象となる方が自分らしく、心地よく過ごせることを目指しているものであり、がん患者の数が増加傾向にある中でアピアランスケアの重要性は増してきていると認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●２番議員（栗島和義君） がん患者の方へのアピアランスケアについて、その重要性が増してきているとの認識が示されました。現在、全国では、がん患者の方へのアピアランスケア支援として、医療用ウィッグや胸部補整具等の購入費を助成する自治体が広がりを見せております。その背景には、単なる経済的支援という側面だけではなく、がん患者の方の社会参加や就労継続、精神的負担の軽減を支える重要な施策であるという認識の広がりがあるものと考えます。そこで、こうした全国的な動向を踏まえ、本町として、このようなアピアランスケア支援事業について、近隣自治体における現在の制度導入状況や助成内容、利用実績等をどのように把握、認識されているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長。

〔保健センター所長 宮本洋子君登壇〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） ただいまの御質問に対し、御答弁させていただきます。県内24市町村においては、鳴門市、阿南市、石井町、海陽町の4市町において支援を行っているところであり、具体的には医療用ウィッグや胸部補整具などに2万円から3万円の助成を行っていると同っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） がん治療では、治療費や通院費、休職による収入減など、様々な経済的負担が生じる中で、医療用ウィッグや胸部補整具等の購入への負担は決して軽いものではありません。さらに、外見の変化に伴う精神的負担は大変大きく、周囲には分かりにくい不安や苦悩を抱えられておられる方も少なくありません。加えて、がんは誰にとっても身近な病気であり、今や、日本人の2人に1人ががんになる時代とも言われております。だからこそ、治療後も安心して暮らし続けられる環境の整備が求められているのです。その意味でも、アピアランスケア支援事業としての医療用ウィッグや胸部補整具等の購入費助成制度は、がん患者の方やその御家族に寄り添う施策として、非常に大きな意義があるのではないのでしょうか。もちろん、本町における制度導入にあたっては、整理すべき課題もあると思われます。しかしながら、近隣自治体をはじめ、既に全国で多くの自治体が導入していることを踏まえれば、先行事例を参考にしながら本町にあった制度設計を検討することは十分可能なのではないのでしょうか。さらに、徳島県では、本年度よりがん患者の方の療養生活の質の向上を図るため、ウィッグ等の補整具の購入費用に係る助成事業を実施する市町村に対して補助金を交付する事業が開始されております。このように、県としてもがん患者の方へのアピアランスケア支援の重要性が認識され、市町村の取組を後押しする環境が整っているわけですから、がんと向き合っておられる方々が安心して治療に専念、その人らしく地域で生活することができる環境整備のため、本町として医療用ウィッグや胸部補整具等の購入助成制度をぜひとも導入すべきであると考えますがいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長。

〔保健センター所長 宮本洋子君登壇〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） ただいまの御質問に対し、答弁させていただきます。先ほども答弁したように、アピアランスケアは、がん患者の外見に起因する苦痛を軽減する意義のあるケアであり、国のがん対策推進基本計画に盛り込まれたことから、こうしたケアが、今後、普及していくものと考えております。県においては、今年5月に新たな支援制度の詳細を発表したところであり、町としてどのように対応すべきかを、今後、検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。がんは子供を含めた若年層から子育て世代、現役世代、高齢者まであらゆる世代が罹患する可能性がある病気です。そのため、本町として医療用ウィッグや胸部補整具等の助成制度を導入するのであれば、年齢によって支援の対象を限定するのではなく、治療と向き合う全ての方が等しく支援を受けられるよう、全世代を対象とした助成制度として設計していくべきであると考えますがいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長。

〔保健センター所長 宮本洋子君起立〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） ただいまの御質問に対し、答弁させていただきます。先ほども答弁しましたように、アピアランスケアは、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアであると考えておりますので、年齢を限定するものとは捉えておりませんが、様々な事情も考慮した上で、町としてどのように対応すべきかを、今後、検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） がんと向き合っておられる方々やその御家族にしっかりと寄り添い、誰1人取り残さない、温かな支援策を力強く推し進めていただきたいと申し添え、私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） 以上で、通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了します。

お諮りします。議案調査のため、６月１６日から６月１７日までの２日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。したがって、６月１６日から６月１７日までの２日間を休会としたいと思います。

なお、次回本会議は６月１８日、午前１０時、本議場において再開しますので、御出席をお願いします。

本日は、これで散会します。

午後３時２７分散会

令和8年第2回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和8年6月18日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	大西 孝志	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
4 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	紙永 芳夫	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	竹内 君彦	14 番議員	森 志郎
7 番議員	永浜 浩幸	15 番議員	前田 晃良
8 番議員	森 伸二	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長	島川 紀子	主任	小倉 麻里
--------	-------	----	-------

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	加藤 弘道
教育長	堤 広幸
教育次長	大地 亜由美
会計管理者	小川 哲央
総務課長	坂東 麻弥
福祉課長	細川 伸明
企画政策課長	下岡 真由美
税務課長	榎本 公晃
健康推進課長	上崎 雅史
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	重見 高博
住民課長	堺 政仁
生活環境課長	鈴木 恵子

建設課長

長楽 浩司

産業商工課長

大隅 久視子

上下水道課長

畦地 英志

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-----|-------|--|
| 第1 | 議第44号 | 令和7年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第2 | 議第45号 | 藍住町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第3 | 議第46号 | 藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第4 | 議第47号 | 令和8年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第5 | 議第48号 | 藍住町住民の印鑑に関する条例の一部改正について |
| 第6 | 議第49号 | 藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第7 | 議第50号 | 藍住町保育所条例の一部改正について |
| 第8 | 議第51号 | 奥村家住宅主屋（カマヤ・茶室）耐震補強等工事の変更請負契約の締結について |
| 第9 | 議第52号 | 藍住町教育委員会委員任命の同意について |
| 第10 | 議第53号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第11 | 議第54号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第12 | 議第55号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第13 | 議第56号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第14 | 議第57号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第15 | 議第58号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第16 | 議第59号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第17 | 議第60号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第18 | 議第61号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第19 | 議第62号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第20 | 議第63号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第21 | 議第64号 | 農業委員会委員の任命の同意について |

- | | | |
|-------|---|-----------------------------------|
| 第 2 2 | 議第 6 5 号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第 2 3 | 議第 6 6 号 | 農業委員会委員の任命の同意について |
| 第 2 4 | 議第 6 7 号 | 固定資産評価員選任の同意について |
| 第 2 5 | 議第 6 8 号 | 藍住中学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について |
| 第 2 6 | 議第 6 9 号 | 防災ヘルメット整備事業（避難所強靱化）の物品購入契約の締結について |
| 第 2 7 | 請願第 1 号 | 非核三原則の堅持を求める請願 |
| 第 2 8 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について | |

令和 8 年藍住町議会第 2 回定例会会議録

6 月 1 8 日

午前 1 0 時開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（米本義博君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果報告について、議長あて報告書が提出されておりますので御報告をしておきます。

○議長（米本義博君） これから日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第 1、議第 4 4 号「令和 7 年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から日程第 8、議第 5 1 号「奥村家住宅主屋（カマヤ・茶室）耐震補強等工事の変更請負契約の締結について」までの 8 議案を一括議題とします。

これから、上程 8 議案に対する質疑を行います。質疑のある方は御発議をお願いします。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君） これから、議第 4 4 号「令和 7 年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、議第 5 1 号「奥村家住宅主屋（カマヤ・茶室）耐震補強等工事の変更請負契約の締結について」までの 8 議案を一括して採決します。

お諮りします。議第 4 4 号「令和 7 年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、議第 5 1 号「奥村家住宅主屋（カマヤ・

茶室）耐震補強等工事の変更請負契約の締結について」までの８議案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第４４号「令和７年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、議第５１号「奥村家住宅主屋（カマヤ・茶室）耐震補強等工事の変更請負契約の締結について」までの８議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君） 続きまして、日程第９、議第５２号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第５２号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」説明を申し上げます。氏名、撫養昌史。任命年月日、令和８年７月１日であります。以上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） 議第５２号につきましては、ただいま提案理由の説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第５２号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（米本義博君） 続きまして、日程第１０、議第５３号から日程第２３、議第６６号「農業委員会委員の任命の同意について」の１４議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、

議第５３号から議第６６号の藍住町「農業委員会委員の任命の同意について」提案理由の説明を申し上げます。

藍住町農業委員会委員の任命については、７月に改選される農業委員の任命について、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。今回、議会の同意をお願いする農業委員の氏名を申し上げます。

議第５３号につきましては、氏名、安崎三代子。議第５４号につきましては、氏名、佐野健志。議第５５号につきましては、氏名、國北昌男。議第５６号につきましては、氏名、篠原正明。議第５７号につきましては、氏名、藤井隆夫。議第５８号につきましては、氏名、小野鶴代。議第５９号につきましては、氏名、友兼仁。議第６０号につきましては、氏名、黒上晴美。議第６１号につきましては、氏名、山下恵美。議第６２号につきましては、氏名、犬伏貞治。議第６３号につきましては、氏名、佐野百合香。議第６４号につきましては、氏名、古川貴大。議第６５号につきましては、氏名、村山いさを。議第６６号につきましては、氏名、矢野正英。任命年月日については、いずれも令和８年７月２０日であります。以上、御同意を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） 議第５３号から議第６６号「農業委員会委員の任命の同意について」の１４議案は、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり一括して議決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第５３号から議第６６号「農業委員会委員の任命の同意について」の１４議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

〔税務課長 榎本公晃君退場〕

○議長（米本義博君） 日程第２４、議第６７号「固定資産評価員選任の同意について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第６７号「固定資産評価員選任の同意について」説明を申し上げます。氏名、榎

本公晃。選任年月日、令和８年６月１８日であります。以上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） 議第６７号につきましては、ただいま提案理由の説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第６７号「固定資産評価員選任の同意について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

〔税務課長 榎本公晃君入場〕

○議長（米本義博君） 日程第２５、議第６８号「藍住中学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第６８号「藍住中学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について」説明を申し上げます。議第６８号については、令和８年６月１０日に執行した指名競争入札において落札者が決定いたしましたので、工事請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容を申し上げます。１．契約の目的、藍住中学校体育館空調設備設置工事。２．契約方法、指名競争入札による契約。３．契約の金額、１億１，８１９万５，０００円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、１，０７４万５，０００円。４．契約の相手方、所在地、徳島市南昭和町２丁目５１－１、名称、大和空調株式会社、代表者、代表取締役、坂東庸一郎。５．工期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和９年３月２２日までであります。以上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君）　これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君）　これから議第６８号「藍住中学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、議第６８号「藍住中学校体育館空調設備設置工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君）　日程第２６、議第６９号「防災ヘルメット整備事業（避難所強靱化）の物品購入契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長　高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君）　ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第６９号「防災ヘルメット整備事業（避難所強靱化）の物品購入契約の締結について」説明を申し上げます。議第６９号については、令和８年６月１０日に執行した指名競争入札において落札者が決定いたしましたので、物品購入契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容を申し上げます。１．契約の目的、避難所となる町立小中学校へ配備する防災ヘルメット購入。２．契約の方法、指名競争入札による契約。３．契約の金額、１，０７８万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額、９８万円。４．購入数、３，５００個。５．契約の相手方、所在地、徳島県徳島市万代町５丁目８－３、名称、三協商事株式会社、代表者、代表取締役、須見高康。６．納品期限、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和８年８月３１日までであります。以上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君）　これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君）　これから、議第69号「防災ヘルメット整備事業（避難所強靱化）の物品購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、議第69号「防災ヘルメット整備事業（避難所強靱化）の物品購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君）　日程第27、請願の上程について、本日までに受理しております請願は、開会日にお配りしました請願文書表のとおりであります。

請願第1号「非核三原則の堅持を求める請願」を議題とします。事務局長に請願文書表を朗読させます。

島川事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君）　（請願文書表を朗読する）

○議長（米本義博君）　請願第1号の紹介議員であります林茂君から請願の説明を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君）　ただいま請願に対する説明を求められましたので、読み上げまして説明にかえさせていただきます。非核三原則の堅持を求める請願。請願の趣旨、高市早苗首相は、非核三原則の見直しを検討していると明言しました。直後に被爆者団体等から激しい抗議が寄せられ、現在も全国で見直し撤回を求める行動が広がっています。現在、国内の地方自治体1,718のうち、93.6パーセ

ントの1, 674自治体が非核自治体宣言を発しています。「核を持たず、つくり、持ち込ませず」の三原則は、世界で唯一の戦争被爆国である我が国が国是として強く位置付け、核兵器の廃絶をめざす平和国家、日本の礎として確立されています。この事実は、時の政権の判断で見直すことは、絶対に許容されません。2022年に確定した国家安全保障戦略、安保3文書においても非核三原則を堅持する基本方針は今後も変わらないとし、さらに2025年度版の防衛白書でも非核三原則は国是としてこれを堅持していると明記しています。高市首相の持論であっても、国家として歴史的に積み重ねて確立された国是を極めて短慮で変更する姿勢は看過できません。そもそも米国の核戦力の主力は、攻撃されやすい地上配備ではなく、原子力潜水艦と戦略爆撃機による遠方からの攻撃能力を基本としています。日本に寄港し、領海に展開しなければ抑止力が低下するというものではありません。広島と長崎への原子爆弾を投下された経験をもつ日本は、戦後、原子力利用に関する法整備や首相答弁、国会決議など核兵器に関する政策を積み上げてきました。防衛省幹部でさえ「非核三原則は国民の思いが集約された聖域。時の首相の個人的判断とは重みが違う」と指摘しています。本年8月の全国世論調査でも、約8割の国民が非核三原則を堅持すべきとしています。非核三原則の見直しは周辺国に核戦力強化の口実にされることにもなり、国際社会にむけて核軍縮と廃絶を唱えてきた日本外交への信頼も損なうことになります。核兵器が80年間使用されなかったのは核抑止の結果ではなく、広島や長崎の被爆者や遺族が被爆の実相を世界に訴え、核は使えない兵器だという認識を拓けてきたからです。被団協のノーベル平和賞受賞はその実績に対する評価です。高市政権が主張すべきは、非核三原則の見直しではなく、非核三原則を貫き、国際社会にむけて「核兵器のない世界」の実現を強く働きかけること以外にありません。以上、地方自治法第99条の規定により意見書の提出をお願いします。以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（米本義博君） お諮りします。請願第1号については、藍住町議会会議規則第92条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

○議長（米本義博君）　これから、請願第１号「非核三原則の堅持を求める請願」に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君）　これから、請願第１号「非核三原則の堅持を求める請願」を採決します。

この採決は、起立によって行います。請願第１号「非核三原則の堅持を求める請願」を採択することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（米本義博君）　起立少数です。

したがって、請願第１号「非核三原則の堅持を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

○議長（米本義博君）　最後に、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（米本義博君）　ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長　高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君）　６月定例会閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。去る３日の開会から本日までの１６日間にわたり、慎重なる御審議を

賜ったところであります。この間、議員各位におかれましては、終始、熱心に御審議を頂き、また、町政各般にわたり貴重な御意見、御提言を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。本定例会において、議決を頂きました案件につきましては、その趣旨を十分踏まえ、適正かつ着実な執行に努めてまいります。これから暑さも次第に増してまいります。どうか御自愛を頂きますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（米本義博君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和８年第２回藍住町議会定例会を閉会します。

午前１０時２６分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

藍住町議会議長	米本	義博
会議録署名議員	元木	春香
会議録署名議員	紙永	芳夫